

会議録
平成30年第4回更別村議会定例会
第1日（平成30年12月12日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 教育行政報告
- 第 7 議案第62号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 8 議案第63号 更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 9 議案第64号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第10 議案第65号 更別村歯科診療所の指定管理者指定の件
- 第11 議案第66号 十勝圏複合事務組合規約の変更の件
- 第12 議案第67号 平成30年度更別村一般会計補正予算（第7号）の件
- 第13 議案第68号 平成30年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件
- 第14 議案第69号 平成30年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の件
- 第15 議案第70号 平成30年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	松橋昌和	副議長	7番	本多芳宏
	1番	安村敏博		2番	太田綱基
	3番	高木修一		4番	織田忠司
	5番	上田幸彦		6番	村瀬泰伸

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村	長	西山猛	副	村	長	森稔宏
---	---	-----	---	---	---	-----

教 育 長	荻 原 正
代表監査委員	笠 原 幸 宏
総 務 課 長	末 田 晃 啓
総 務 課 参 事	女ヶ澤 廣 美
産 業 課 長	本 内 秀 明
建設水道課長	新 関 保
子育て応援 課 長	宮 永 博 和
教育委員会 教 務 局 主 幹	伊 東 秀 行
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 林 浩 二

農業委員会長	道 見 克 浩
会 計 管 理 者	小野寺 達 弥
総 務 課 参 事	渡 辺 伸 一
企画政策課長	佐 藤 敬 貴
住民生活課長	佐 藤 成 芳
保健福祉課長	安 部 昭 彦
診療所事務長	酒 井 智 寛
学 校 給 食 センター主幹	渡 辺 秀 樹

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	高 橋 祐 二
書 記	小野山 果 菜

書 記	平 谷 雄 二
-----	---------

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議長 ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成30年第4回更別村議会定例会を開会をいたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村長 皆さん、おはようございます。本日ここに平成30年第4回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては師走に入り何かと大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

基幹産業の農業であります。6、7月の低温、長雨、台風や震災による停電の被害など、作物の生育や農業全般への影響等が心配されたところではありますが、これまでの生産者の皆様の高い営農技術と努力によりまして農業粗生産額も125億円を上回る史上第2位との見通しと伺い、安堵しているところであります。さらには、国際農業交渉におきましてTPPイレブンが今月末に正式発効、日欧EPAも年明け締結に向け加速化しており、FTA以上の譲歩が予想される米国とのTAG交渉に関しては本村の農業を揺さぶる大きな影響が懸念されているところであります。引き続き交渉過程の内容の丁寧な情報提供、何よりも牛肉、乳製品、麦などの農産物の再生産が引き続き可能となるよう、政府として危機感を持って万全な対応、対策を講じるよう強く要請するものであります。特にTPPイレブン協定発効に当たっては、関連農産品への手厚い十分な支援をこれまでの関連政策大綱に基づき着実に実施をし、体質強化策、経営安定策、安全対策等、緊急措置を踏まえ、万全な体制を構築するよう国や道、関係機関に働きかけてまいりたいと考えております。

一方、国内経済におきましては、都市部の景気回復や上昇が指摘される中、依然として地方においてその実感ができない状況には変わりはありません。本年から実施となった広域化による国保料、介護保険料の値上げ、高齢者医療費の見直しなどに続き、来年10月、消費税の10%アップなど、住民生活に直接大きな影響を及ぼしかねない今後の経済動向にしっかりと目を向けていかなければならないと考えております。また、宿泊施設や食堂を含む関連施設の建設など、旧開発跡地の整備が完了し、地方創生の先駆けとして十勝さらべつ熱中小学校の取り組みが本格スタートしました。これまで以上に村民の皆様のご理解を得ながら、村にはなくてはならない人材育成や地域活性化の拠点となるよう努力してまいりたいと考えております。国家戦略特区指定への取り組み、内閣府採択の近未来技術等実装事業、総務省採択、プログラミング学習によるスマート農業や最先端技術開発への挑戦も本格的に本村で始まりました。本年度の新事業であります上更別認定こども園の開園、子ども・子育て包括支援システムの構築、24時間訪問看護ステーションの開設、障害者のB型就労支援施設の新設、更別版ハローワークの開設等、これらを大きなステップとして、より一層の子育て支援や医療、教育、福祉、介護の充実、基幹産業である農業や商工業の

さらなる振興に向け、その目標達成に向け、村存亡への危機感と緊張感、そして何よりもスピード感を持ち、行動すべきは今の信念を持って、豊かで持続可能な村づくりに職員一丸となって邁進する決意であります。引き続き議員各位の皆様のご指導とご協力を重ねてよろしくお願い申し上げる次第であります。

本定例会におきましては、条例等の制定、改正案件 3 件、指定管理者指定の件 1 件、規約変更の件 1 件、一般会計補正予算、各特別会計補正予算 3 件、合わせて 9 件のご審議をお願いするものであります。

以上、よろしくお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶といたします。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において 2 番、太田さん、3 番、高木さんを指名いたします。

◎日程第 2 議会運営委員長報告

○議 長 次に、日程第 2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問をいたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

高木議会運営委員長。

○高木議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第 4 回村議会定例会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ12月 5 日午前10時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議しました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から12月18日までの 7 日間と認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略をいたします。

◎日程第 3 会期決定の件

○議 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日より18日までの7日間といたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがいまして、会期は7日間と決定をしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷をしてお手元に配付をしておきましたから、ご了承願います。

次に、総務厚生常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

太田総務厚生常任委員長。

○太田総務厚生常任委員長 総務厚生常任委員会所管事務調査報告をいたします。

本委員会は、所管事項について下記により調査をしたので、会議規則第77条の規定によ
り、調査の概要を報告いたします。

記、1、調査日時、平成30年10月19日金曜日午前10時。

2、調査場所、更別村議会議員控室。

3、調査事項、停電に伴う災害対応について。

4、経過、委員5名により、調査事項について総務課長及び課長補佐の出席を求め調査
を行った。

5、調査の結果、9月6日午前3時8分に発生した北海道胆振東部地震により北海道全
域が停電となり、9月7日午前1時13分に更別村への配電が回復したが、一部停電が続き、
村内全域における復旧は9月10日となった。

初動態勢において緊急地震速報が発令されたことから多くの職員が集まり、各施設の状
況確認をした。防災計画では地震、風、水害の被害が発生した場合に対策本部を設置する
ことになっているが、今回は地震に伴う災害はなく、停電のみの被害であったため災害対
策本部は設置しなかったが、連絡会議（村長、副村長、教育長、全課長）をもって体制を
組んだ。これは防災計画の応急活動体制では第2非常配備（災害警戒体制）に当たる。

停電時の対応では、住民への情報提供、公共施設等における電源確保、避難所の開設、
災害時非常電話の設置、災害時要援護者の安否確認を行った。住民への情報提供において
更別村のホームページと防災行政無線を利用し、行っていたが、SNS等で不確実な情報
が行き渡ることによる混乱が起きたことから、正確な情報をいち早く入手できる行政は更
別村防災ツイッター（仮称）等、SNSでいち早く正確な情報を発信できるような工夫が
求められる。また、燃料の備蓄も消防法で定められている範囲で保有しているが、40リッ
ターと決して安心できる量とは言えない中、民間企業などとの連携、協定のあり方につい
ても検討が必要である。食料の備蓄品について現在は道と行政で協定は結ばれていないが、

災害が起きたときに物資提供を受け入れる仕組みづくりを構築中であることから、現在協定を結んでいるコンビニも踏まえた中で最低限必要な量を精査した備蓄が必要とされる。

今回の停電は、防災計画に記載されている部分ではなかったが、私たちの生活で停電における災害の被害状況が生活の進化により電気依存が高まってきている状況を痛感する自体で、今後電源確保の面において停電に対応するため自家発電のあり方について十分な検討が必要とされ、停電における防災の基準についても防災計画など何らかの形で定めていく必要性がある。

以上、報告といたします。

○議 長 これで常任委員会の報告を終わります。

◎日程第5 一般行政報告

○議 長 次に、日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配付をされております。

これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎日程第6 教育行政報告

○議 長 日程第6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は、文書で配付をされております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

これから教育行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎日程第7 議案第62号

○議 長 日程第7、議案第62号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第62号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改

正する条例制定の件であります。

更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和40年更別村条例第17号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村議会議員の期末手当について国家公務員の取り扱いに準じた改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、12月1日に在職する者に支給する期末手当の支給割合を100分の330から100分の335に改めるものであります。

次ページをごらんいただきたいと思います。次ページは、更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例であります。

更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和40年更別村条例第17号）の一部を改正するものであります。

現行と改正後の対照表を見ていただきたいと思います。現行の期末手当、第5条第2項（2）の部分でありますけれども、12月1日に在職する者、下線部、100分の330を改正後は（2）、12月1日に在職する者、下線部、100分の335に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

2、改正後の更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用するものであります。

期末手当の内払ですが、3として、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よりしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第62号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第8 議案第63号

○議長 日程第8、議案第63号 更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第63号 更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和38年更別村条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村特別職の職員で常勤のものの期末手当について国家公務員の取り扱いに準じた改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、第1条として、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の227.5から100分の232.5に改めるものであります。

第2条といたしまして、6月に支給する期末手当の支給割合を100分の212.5から100分の222.5に、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の232.5から222.5に改めるものであります。

次のページをごらんいただきたいと思います。次のページは、更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。

第1条、更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和38年更別村条例第6号）の一部を次のように改正するものであります。

現行、期末手当、第4条第2項の（2）、12月1日に在職する者、下線部、100分の227.5を改正後は（2）、12月1日に在職する者、下線部、100分の232.5に改めるものであります。

続いて、次のページをごらんいただきたいと思います。続きまして、第2条、更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和38年更別村条例第6号）の一部を次のように改正するものであります。

現行の第4条の第2項の（1）、6月1日に在職する者、下線部、100分の212.5を改正後は（1）、100分の222.5へ、（2）、現行、12月1日に在職する者、下線部、100分の232.5を改正後は（2）、下線部、100分の222.5に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、施行期日等でありますけれども、この条例は、公布の日から施行するものであります。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行するものであります。

2といたしまして、第1条の規定による改正後の更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用するものであります。

3といたしまして、改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定によ

る改正前の更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。
これから議案第63号 更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第9 議案第64号

○議長 長 次に、日程第9、議案第64号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
西山村長。

○村長 議案第64号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村職員の給与に関する条例（昭和37年更別村条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村職員の給与について他の地方公共団体等に派遣する職員の住居手当を支給するため、また国家公務員の取り扱いに準じて宿直または日直手当の額、期末及び勤勉手当の支給率、行政職給料表を改正するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、第1条、(1)、他の地方公共団体等に派遣するために、村外の住宅を借り受け居住しなければならない職員の住宅手当を支給できるものとするものであります。(2)、宿直手当または日直手当の限度額を1万800円から1万1,100円に改める

ものであります。(3)、勤勉手当の総額の限度額を算出するための勤勉手当基礎額に乘じる率を一般職員については100分の90から100分の95に、再任用職員については100分の42.5から100分の47.5に改めるものであります。(4)、行政職給料表について国家公務員俸給表のとおり改めるものであります。

続いて、第2条として、(1)、期末手当基礎額に乘じる率を6月において一般職員については100分の122.5から100分の130.0に、再任用職員については100分の65から100分の72.5に、12月において一般職員については100分の137.5から100分の130.0に、再任用職員については100分の80から100分の72.5に改めるものであります。(2)といたしまして、勤勉手当の総額の限度額を算出するための勤勉手当基礎額に乘じる率を一般職員については100分の95から100分の92.5に、再任用職員につきましては100分の47.5から100分の45.0に改めるものであります。

次のページをごらんいただきたいと思います。次のページは、更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

第1条、更別村職員の給与に関する条例（昭和37年更別村条例第12号）の一部を次のように改正するものであります。

新旧対照表でご説明申し上げます。現行の住居手当、第8条の4（1）、（2）の後述に（3）として、改正後は、下線部、「人事交流、出向、研修等により他の地方公共団体等に派遣されたために、当該派遣の直前の住宅から当該派遣された勤務場所に通勤することが困難であるために村外の住宅を借り受けた職員」の条文を新たに加筆するものであります。

続きまして、宿直手当、日直手当、第13条の2、下線部、宿直又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき1万800円を超えない範囲内で規則で定める額を手当として支給するという文言がありますが、これを改正後は、下線部、1万800円を1万1,100円に改めるものであります。

続きまして、第14条の4にまいりまして、次のページにまいります。次のページの4行目からですが、勤勉手当基礎額は、下線部、100分の90を乗じて得た額の総額を超えてはならないの部分で100分の90を改正後は100分の95に改めるものであります。

続きまして、3、再任用職員に対する前項の規定の適用につきましては、同項中「100分の90」とあるのは「100分の42.5」とするという下線部の部分でありますけれども、「100分の90」を「100分の95」、「100分の42.5」を「100分の47.5」に改めるものであります。

以下、行政職給料表の別表としての第1（一）（第3条関係）の一覧表が載っております。給料表でありますけれども、職員の等級、号俸、それと区分によりまして、以下7枚目まで改正後の給料表の提示をさせていただいております。

続きまして、8ページになりますでしょうか、第2条にまいります。第2条、更別村職員の給与に関する条例（昭和37年更別村条例第12号）の一部を次のように改正するものであります。

同じく新旧対照表でご説明申し上げたいと思います。現行、期末手当、第14条についま

して、2、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額という部分を改正後は100分の122.5を100分の130.0、12月の支給部分は100分の137.5から100分の130.0に改正するものであります。

続きまして、中ほどにまいりまして、第14条の4、再任用職員に対する第2項の規定の適用につきましては、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とするという文言がありますけれども、この部分を再任用職員に対する第2項の規定の適用につきましては、同項中「100分の130.0」とあるのはそれぞれ「100分の72.5」の文言に改めるものであります。

後ろのほうに行きまして、第14条の4の2でありますけれども、6行目ですか、受けるべき勤勉手当基礎額に100分の95の部分を改正後は100分の92.5に改めるものであります。

3、一番下の行でありますけれども、同項中、下線部、次のページにもまたぎますけれども、「100分の95」とあるのは「100分の47.5」とするの文言を「100分の92.5」とあるのは「100分の45.0」と改めるということであります。

続いて、資料を提出しておりますので、資料のほうをごらんいただきたいというふうに思います。こちらの資料のほうは、更別村職員の宿日直手当の支給に関する規則の一部を改正する規則であります。

更別村職員の宿日直手当の支給に関する規則（昭和32年更別村規則第9号）の一部を次のように改正するものであります。

現行の宿日直手当の額の第3条の区分と手当の額でありますけれども、役場施設等の宿日直で日直勤務1回につき4,200円、宿直勤務1回につき4,200円を改正後はそれぞれ日直勤務1回につき4,400円、宿直勤務1回につき4,400円に改めるものであります。

続きまして、現行の診療所内の宿日直の部分で、まず医師の部分で日直勤務1回につき1万800円、宿直勤務1回につき1万800円、続いて看護師等、日直勤務1回につき7,200円、宿直勤務1回につき7,200円を改正後は医師の場合は日直勤務1回につき1万1,100円、宿直勤務については1万1,100円、看護師等につきましては日直勤務1回につき7,400円、宿直勤務1回につき7,400円というふうにするものであります。

こちらのほうは、附則といたしまして、平成31年4月1日から施行するものであります。

先ほどのところに戻りまして、附則のところを説明申し上げます。先ほどの部分につきましては、施行期日等、この条例中第1条の規定は、公布の日から、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行するものであります。

2といたしまして、第1条中、別表第1（一）の改正規定は、平成30年4月1日から、第14条の4第2項及び同条第3項の改正規定は同年12月1日から適用するものであります。

給与の内払として、3として、改正前の規定に基づいて切替日以降分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすものであります。

以上、ご提案申し上げます、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5番、上田さん。

○5番上田議員 今回の質問は再任用の職員の取り扱いについてお聞きしたいと思うのですが、今現在再任用の適用になっている人は何人いらっしゃるのか。制度ができて相当年数たっているわけなのですから、今現在何人採用になっていて、過去にも適用された人がいるのかどうなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 ご質問の再任用の職員でございますが、条例等整備してきておりますけれども、実際に運用して再任用職員として採用している職員はこれまでおりません。

以上でございます。

○議長 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 いないということはわかりました。

村の考え方で、再任用について今後どうしていくのかなという素朴な疑問があるわけなのです。今ご承知のように定年制が65歳まで延長されるというようなことでかなり議論されて、それが現実味を帯びて、今施行されつつあると思うのです。そういった中で、再任用について、村として定年60歳まででしたから、どこら辺まで再任用していきかけたのか、そしてまた今の国が言っている定年の延長、そういったことを考えたときに村としてどのような考え方があるのか、その点についてちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 ご質問にありますとおり、国のほうでも定年の延長の議論が始まっております。これにあわせて、国のほうも再任用制度の見直しが行われると思いますので、村における再任用の制度、それから定年の延長、こういったことを国の動向も踏まえて今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 ちょっと確認をさせてください。

今般の改正の趣旨の中で、住宅手当の支給等の改定をしたいというご提案でございましたけれども、過去に私の知る範囲では他の行政機関へ出向されている方も多少いたという認識をしておりますけれども、実態的に過去の事例としてそのような実態があるのかどうかという確認をまずさせてください。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 このたびの給与条例のうちの住居手当の改正ですけれども、これは平成27年の条例の一部改正によりまして、村外居住者に対する住居手当の支給の廃止を決定したところでございますけれども、27年の条例の一部改正以降、該当する人事交流、出向、研修等に伴って村外に住居を構えなければならないといった職員に住居手当を支給することができないようになりましたけれども、27年の改正以降に該当する職員、派遣した職員は実

際いるのですけれども、派遣先で住居手当を支給している、あるいは派遣先で住居を借り上げて居住している職員がおりまして、実際27年の条例改正以降に村外で住居を構えた職員に住居手当が支給できなかったという、そういう該当する職員は実際にはいなかったということでございます。

以上でございます。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 改正趣旨は私理解しているのですけれども、現実的に村の行政執行の中で該当職員がいたと今説明いただきましたけれども、その対応はどうだったのかという確認も含めてちょっと説明いただければというふうに思ったので、今の住居手当が出せるのか、出せないとかでなくて、現実的に出していなかったわけですから、27年の改正で出せなくして、今般再度住居手当を出すという提案でございますので、その中の30年までの3年間の経過措置の中で住居手当を出せなかった。だけれども、該当者はいらっしゃったという形ですよ、今の説明ですと。その対応はどういうふうに図ったのですかという確認も含めて、説明していただければありがたいのですけれども。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 今現在で職員を派遣している状況でございますが、2名の職員を派遣しております。そのうちの1人は村内の住宅から通勤しておりますので、住居手当のこの規定に該当する職員にはなりませんけれども、もう一人は、後期高齢者医療広域連合に派遣している職員は派遣先のほうで住居を借り上げておりまして、そこに居住しているので、住居手当の支給の対象にはなっておりません。

以上でございます。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 最後になるのですけれども、今ご説明いただきました中で1名は村内からの通勤という形でございますけれども、通勤にかかわる部分の対応をまず1名させているということですので、通勤にかかわる対応をどのような形で図っているのかの説明を1点お願いしたいと思います。

もう一名については、派遣先のほうで住居を構えていただいているというご説明をいただきました。なおかつ派遣先のほうで今現在住居等の手当ををさせていただいているという内容でありながら、再度更別のこの条例の改定を図って更別から出せるようにするという形の整合性といいますか、どちらとでもとれるような解釈になってくるのですけれども、これは相手先にもし見つけていただけるのであれば、相手先に甘えるというか、それがしていただけるのなら一番ベストかなという形でございまして、あえてここを今さわるという必要性があるのかどうかという疑問も出てくるわけでございますので、その点今1名の現実として派遣先のほうで住居を支給していただいている。なおかつ今回の改正で更別村があえて住居手当を出すという、その点の部分も含めて、この2点についてちょっとご説明いただきたいというふうに思います。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 村内の住居から通勤している職員は、通勤手当が派遣先で支給されております。

もう一点のご質問ですけれども、地方公共団体同士の派遣でございますと地方自治法で派遣先で給与を支給するという、そういう規定になっておりますので、ただこれとは別な派遣等の形態がありまして、それは職員の給与の負担については協定の中で明らかにしているものですから、過去の例でも地方公共団体同士の派遣とはまた別な給与の負担のあり方が過去にもあったものですから、今後もこのようなことが想定されるので、今般住居手当の規定を改正したものでございます。

以上でございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 私も住居手当の関係なのですが、追加条文の（3）の言葉の意味の理解を求めたいと思いますけれども、地方公共団体等という等には民間が含まれるかどうかということをまず1点お尋ねします。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 詳細は、ちょっと調べさせていただかないとはっきりした答えはできないかもしれませんが、恐らく一部事務組合ですとか、そういうものが地方自治体に含まれるかということだと思っておりますけれども、恐らく含まれるということで判断して構わないのではないかとこのように考えております。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 事務組合等は当然なのですが、純粋に民間への派遣も今後あるのかなという思いもありまして、そういった教育、研修等について民間のノウハウも含めた出向があり得るかなという思いもあるものですから、あえて純粋な民間企業ということで質問してございます。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 民間企業ということになりますと、これまでそういったところに派遣することについて検討してきたことはございません。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 資料のところになるのですが、宿日直手当の部分で、この規則なのですが、診療所内の宿日直、医師、看護師等、ここの部分について今病院は委託業務だと思っておりますが、ここについてはそれに該当するのか、しないのか。ここの部分には該当しないのかなと思っはいるのですが、その確認が1つと、そうしたときにもし該当しないのであれば、なぜこれ今ものせて改正する必要があるのかなというところの疑問があるので、説明願いたいと思います。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 ご質問のとおり、旧条例の中には宿日直手当を規定しておりますけれども、

現状では診療所の看護師に宿直手当をお支払いしているという、そういう状況には今はございません。ただ、診療所の運営の形態とかが今後どうなるのか、宿直手当を支給しなければならないような状況に仮になったときに対応できないということでは困りますので、今現在条例で規定されている宿直手当、この金額を国家公務員に準じて改正する、そういう趣旨でございます。

以上でございます。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第64号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第10 議案第65号

○議 長 次に、日程第10、議案第65号 更別村歯科診療所の指定管理者指定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第65号 更別村歯科診療所の指定管理者指定の件であります。

更別村歯科診療所の指定管理者を次のとおり指定しようとするものであります。

1、管理を行わせる公の施設の名称、更別村歯科診療所。

2、指定管理者となる団体の名称、医療法人社団秀和会つがやす歯科医院、理事長、梅安秀樹氏。

3、指定の期間、平成31年4月1日から平成34年3月31日まで。

理由といたしまして、更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年更別村条例第19号）に基づき指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、資料を添付しておりますので、そちらのほうをごらんいただきたいというふうに思います。資料のほうですけれども、1番、公の施設の名称及び所在地は、名称が更別村

歯科診療所、所在地が河西郡更別村字更別南 1 線93番地の10であります。

2、募集概要、(1)、応募資格は、北海道内に主たる事業所を有し、歯科診療業務の実績を持つ法人またはその他の団体であります。(2)、応募条件、更別村歯科診療所を管理運営することができる団体であること。

3 番目としまして、指定管理者候補者、(1)、選定対象団体、医療法人社団秀和会つがやす歯科医院、理事長、梅安秀樹氏。(2)、候補者の団体、医療法人社団秀和会つがやす歯科医院、理事長、梅安秀樹氏であります。

4 の候補者選定日程であります(1)、第 1 回指定管理者選定委員会は、平成30年10月11日木曜日16時より19時で行われました。内容につきましては、指定管理者募集要項の検討、公募方法の確認、申請書様式、選定基準、審査項目の審査であります。(2)、募集期間としては、平成30年10月19日金曜日から平成30年11月12日月曜日までであります。次ページにまいります。(3)、募集説明会は、平成30年10月29日月曜日14時から15時の間です。出席団体は、医療法人社団秀和会つがやす歯科医院であります。(4)、第 2 回指定管理者選定委員会は、平成30年11月20日火曜日 8 時30分より10時まで、内容、申請書類の内容確認であります。(5)、第 3 回指定管理者選定委員会、平成30年11月30日金曜日13時30分より15時まで、内容は面接選定であります。

5 番の審査方法であります(1)、更別村公の施設に係る指定管理者選定委員会委員長及び委員 5 名による審査といたしております。(2)、更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条に規定する選定基準に基づき、10項目の審査事項を設定し、各項目 5 段階評価による点数評定といたしております。(3)、各委員の採点の合計点数(300 点満点)により審査結果とするものであります。(4)、選定水準は合計点数が180点以上とするものであります。

6 の審査結果であります(1)、以下のとおりであります。選定基準、審査事項、審査項目につきまして、それぞれ各委員により採点を行っております。最終ページを見ていただきたいと思います。合計点数は213点ということで集計をされておまして、選定水準の180点の条件を満たしておると考えております。

7、選定結果、審査結果のとおり選定委員会の総意により、医療法人社団秀和会つがやす歯科医院を適当と認め、候補者に決定したものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6 番、村瀬さん。

○6 番村瀬議員 指定期間の関係なのですが、今 3 年間ということでこの指定管理の件を認めていますけれども、前回さらべつ産業振興公社の関係で 3 年やっていたところを 5 年に延長したと、その理由につきましては安定的な運営を図るためだというご説明でございました。このたび歯科診療所につきましてもそういう意味においては 5 年が妥当かなとい

う思いもありますが、なぜ3年にとどめたかの説明をお願いいたします。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 歯科診療所をなぜ3年間にしたかという件なのですけれども、選定に当たり十勝歯科医師会の事務局のほうに確認して、指定管理の期間について更別村の現在の歯科診療所の売り上げ等をもってご相談申し上げてきました。その結果、更別の歯科診療所の今の診療報酬とそれに対する支出の部分に対してかなり苦しい厳しい状況にあるということで、いきなり5年間というのはさすがに厳しいだろうというお話がございまして、それで3年たって赤字だからやめるというわけではなく、その期間とりあえず立て直しの期間ということでしたほうがよろしいのではないのでしょうかという意見を伺いましたもので、今回3年間という形にさせていただいて、その間に患者数の推移等を見越して、次の指定管理期間において期間を延ばす、もしくは思いどおり伸びなかったらまた3年という形でいくかということをもた判断していきたいと思っております。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 別紙の中で示していただいております今回の募集内容の審査結果の中の内容ですけれども、村は基本的に今回の施設の管理に当たって応募条件として管理運営することができる団体ということでの明確な部分を示しております。がしかし、審査結果の6の項目の中に、多分委員さん6名で5点ずつで30点の部分があると思うのですけれども、基本的に気になるのは施設管理の部分が19点、その他重要と思われる収支の計画も19点、次のページの経費の節減も19点、なおかつ危機管理、情報保護の対策も19点ということで、これは確かに一定水準をもって、これを基準内容の審査の内容とするか、しないかという、それは明確な規定でございますので、それを否定するわけではありませんけれども、一番重要なところが点数が低い。かつ、今前段で村瀬議員が質問されていたように、基本的に3年にしたという内容の中で、極めて運営上の課題があつて当初から5年にできないという説明もいただいたわけですが、その点の委員構成は別として、村の捉え方、村の執行方針に対してこの点数だけで判断せざるを得ないという今のあり方論、点数で180点以上あれば合格だと。だけれども、合格、不合格の正否をはかるだけではなくて、管理運営をしていただかなければならないという一つのプラスアルファがあるはずで。その捉え方の中で、一番重要と思われるところが点数が低いという形に対して、委員会決定は委員会決定として構いませんけれども、その点の村の捉え方というのを考え方をちょっと示していただきたいというふうに思います。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 ただいまの安村議員のご質問でございますけれども、各項目それぞれ持ち点を持ちながら採点をするわけでございますけれども、施設の管理運営、それから収支計画、経費の節減、危機管理対策、個人情報の保護対策等、確かにこの項目等でいけば19点と低いわけでございますけれども、基本的には全ての項目において合格点といえますか、平均

以上を上回っているという内容ではございます。ただ、審査をする上においては、収支計画等もこれから実際に入っていただいて診療等を行っていただくわけではございますけれども、それらについてはその時点でどれだけの点数をつけれるかという、なかなか難しい部分があって、こういう点数になったわけではございます。そのかわり、つがやす歯科医院さんの現在やられておられる運営状況を鑑みますと、非常におのおの高い点数の評価というふうになっているというふうに思っているわけではございますので、ご理解のほうをよろしくをお願いいたします。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 私が今心配しているという点は、前段の中で保健福祉課長が説明した中で、期間が3カ年という限定で、それなりの十勝の歯科の関係の団体の意見も踏まえて3年間で妥当でないかというご意見をいただいた中で3年にしたという説明を受けましたけれども、その内容の今の説明におきますと今現在の更別国保歯科診療所が経営的に大変厳しい中で運営せざるを得ない状況だという中で、なおかつ他者の梅安さんが入ってきてても運営としてはかなり厳しいものが想定される中で、どうなるかという部分の未知数があるという中で3年という年数で今提案をしているわけです。

基本的に、その説明と今回の収支が合う、合わない、これは多分委員さんが詳細について理解している部分は僕は少ないというふうに思っているのです。その中で、収支の改善の問題も含めてある程度のきちとした情報公開も含めて検討していかなければ、せっかく管理委託する中で、長くこの地で歯科という大事な部分を継続していただかなければならないわけですから、その点の捉え方を明確にしていかないと、これからこうなるだろう、ああなるだろうということではなくて、今説明したように経費の軽減も含めてという二面性を持っているわけです。そういう部分で、これから維持管理するために付加的に行政が負担していかなければならない応益の負担という部分が発生する可能性もないとは言えない。その中で、今現在の発想の中で委託することによって経費軽減が図れるのだという理論は、これは決して正しい理論ではないというふうに思うのです。その点きちっと、行政執行としてしっかりとその点を、単純に委員会が決めて、180点以上であったから、213点になったからいいのですという理論ではなくて、そこは村の執行者としての熱い思いときちとした経営理念がなければ、これというのは単なる絵に描いたぼたもちにしかすぎないという部分も出てくるわけですから、その点の捉え方を含めての考え方を説明していただければというふうに思います。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 今収支のご質問でございますけれども、今回指定管理をするわけではございます。来年の4月からの3年間ということになりますけれども、当然安村議員のご指摘のとおり、今現在の状態をどのように回復していくかというのが一番大きな課題かなというふうには思います。当然今まで村外に流れていた患者さんを村内のこの歯科診療所に戻すことが可能かどうかということが一番重要になってくると思いますので、当然行政としても

指定管理する上ではその状況等も月々も含めて把握しながら、そして梅安さんと協議しながら、その状況も確認しながらやっていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 今森副村長のほうからも説明申し上げましたけれども、理念はあります。本村の医療体制の部分で歯科診療の部分が村民の皆様のニーズあるいは診療要望に応え切れていたかという、私は率直に言って応え切れていなかったのではないかとというふうに思います。その辺から見れば、総合計画の中でもありますけれども、歯科診療所は運営時の取り組みを進めていくとともに、地域にあっては訪問歯科診療の実施、これは訪問看護から、そして連携して訪問歯科診療ということを考えておりますし、栄養指導、あるいは今構築している地域包括ケアの部分、しっかり医療の部分で歯科の部分に積極的になっていただくということで、村全体として村民の命と健康、そしていろんな部分の暮らしを守っていくというところの重要な部分として施策の大きな柱であります。したがって、村の歯科診療所が非常に機能的に働き、そして住民の診療ニーズに応えるもの、そしてひいては健康、あるいは村民の健康状況の向上に向かって全体的に向上させていくという村自身の利用方針に基づいてこの部分についてはしっかりと施策を実行してまいりたいと思っておりますし、その部分で歯科診療所の部分の指定管理については担っていただきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 今村長から説明あって、趣旨等、そういったことに関しては私も非常にすばらしいことだというふうに理解しているわけなのですが、1点だけ質問したいのですけれども、指定管理者制度というのは3年間やりますよね、そうすると当然指定管理料というのが発生してくると思うのです。3年間やったということになると、その3年間の間にどのぐらいの委託料がかかるのかということは当初から考えていかなければならないと思うのです。当然初めてですから、例えば3年間で1,000万かかるのだと仮に言っていたとしても、その3年間の間にいろんなことがあって、それが2,000万になった、3,000万になったという、そういう変更もあると思うのです。変更になったときは、それを3年間の間に認めるということを約束して指定管理を任せるのかどうかということがまず1点です。

それから、もう一点は、例えば建物だとか、それから備品、それから消耗品、いろいろあるわけなのですが、そういったことが全て指定管理者が支払うのではなくて村が一括それをやるのだというような、そういうような協定になっているのかどうか、これは参考までに聞きたいなと思っているのですけれども、3年間の間に変動があった場合は、ケース・バイ・ケースによってというか、その状況に合わせてしていくのだという考え方なのかどうかを聞きたいと思います。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 3年間の指定管理委託料なのですが、この後補正予算で提案させていただきますけれども、現在のところ3年間で1,000万というふうに考えております。ただ、この面に関して単純に赤字がふえたからふやすというのではなくて、変更する場合において基本的に社会情勢の変化、例えば今消費税10%は先に織り込み済みなのですが、それが15%になったと予期せぬことが、あと原油価格の急激な上昇による燃料費の高騰、もしくは電気料の高騰、公共料金等の高騰等により成り立たなくなるということであれば、それは見直しの相談には応じるという形では今現在考えております。

それと、もう一点、備品等です。基本今現在村がほかの施設で指定管理でやっている以上、大きな備品の分については、例えばレントゲン機器ですとか、そういう大きな投資については指定管理上、村の施設ということで村が持つと。ただ、その中で小破修繕等に関しましては、これはこれから指定管理団体との協定の結び方によりますけれども、基本的には村の他の指定管理のものと同等に、今20万で区切っているというふうに記憶しておりますけれども、その面での小破修繕とそれ以降の大破修繕というふうに分けて考えていきたいと思っております。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第65号 更別村歯科診療所の指定管理者指定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

この際、午前11時25分まで休憩といたします。

午前11時10分 休憩

午前11時25分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第11 議案第66号

○議長 日程第11、議案第66号 十勝圏複合事務組合規約の変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第66号 十勝圏複合事務組合規約の変更の件であります。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、十勝圏複合事務組合規約を別紙のとおり変更するものであります。

1の理由といたしまして、当組合が共同処理する事務の一部における構成団体の変更に伴い、十勝圏複合事務組合規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

2の要旨といたしまして、当組合で共同処理する事務のうち、ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務に、清水町、本別町、足寄町、陸別町が新たに加わるものであります。

次のページをお開きください。次のページは、十勝圏複合事務組合の規約の一部を変更する規約であります。

十勝圏複合事務組合規約（平成29年9月6日十地政第2183号）の一部を次のように変更するものであります。

現行の組合の共同処理する事務の第3条に関して、まず組合は、次に掲げる、傍線部分ありますけれども、事務を共同処理するの部分です。改正後は、組合は、次の表の右欄に掲げる市町村に係るそれぞれ同表の左欄に掲げる事務を共同処理するということに加筆するものであります。

下のほうの表に行きまして、（6）のごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務の市町村名の欄に新たに清水町、本別町、足寄町、陸別町を加筆するものであります。

なお、附則といたしまして、この規約は、平成31年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第66号 十勝圏複合事務組合規約の変更の件を採決をいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第12 議案第67号

○議 長 次、日程第12、議案第67号 平成30年度更別村一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第67号 平成30年度更別村一般会計補正予算（第7号）であります。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,401万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億2,035万3,000円とするものであります。

なお、森副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず、31ページをお開き願いたいと思います。給与費の明細書でございますけれども、まずは特別職でございます。給与費の報酬でございますけれども、その他の特別職で21万円を追加するものでございます。これにつきましては、来年の道知事道議会議員選挙に伴います投票管理者等の報酬として追加をするものでございます。また、期末手当でございます。長等においては9万8,000円、議員では7万5,000円、合計で17万3,000円を追加するものでございます。また、共済費では、長等で2,000円の追加をいたしまして、合計では38万5,000円を追加するものでございます。

また、次のページをお開き願います。32ページになりますけれども、一般職でございます。今回の補正予算全般にかかわりますので、説明をさせていただきます。まず、給与費でございますけれども、比較におきまして給料70万7,000円の追加、職員手当等で185万5,000円の追加、共済費で88万3,000円の追加をし、合計で344万5,000円を追加する内容となっております。

それでは、歳出のほうからご説明をさせていただきます。13ページをお開きください。款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費25万5,000円の追加でございます。（1）の議員報酬等の期末手当、議員の期末手当でございますけれども、7万5,000円の追加、それから議会運営経費におきまして議事録作成業務の委託料4万3,000円の追加、（3）の職員等の人件費でございますけれども、給料で2万円、職員手当等で11万4,000円、退職手当組合負担金で3,000円、合計で13万7,000円を追加するものでございます。

款 2 の総務費655万9,000円を追加し、9億5,680万7,000円とするものでございます。

項 1 総務管理費、次のページをお願いいたします。目 1 一般管理費463万2,000円の追加でございます。(1) の庁舎維持管理経費の庁舎燃料費でございますけれども、単価の高騰等によりまして50万円を追加するものでございます。(2) の情報処理管理事務経費でございますが、北海道自治体情報システム協議会負担金でございます。社会保障・税番号制度のシステム改修整備負担金として151万2,000円を追加するものでございます。(3) の準職員賃金等におきましては、賃金 2 万1,000円、それから退職手当組合負担金2,000円の 2 万3,000円を追加するものでございます。また、(4) の職員等人件費では259万7,000円の追加でございます。給料で61万4,000円、職員手当等で133万5,000円、共済費で55万2,000円、負担金補助及び交付金で 9 万6,000円を追加するものでございます。

15ページになります。目 3 の財産管理費でございます。(1) の財産取得事業でございすけれども、事務用備品購入費執行残において 8 万6,000円を減額するものでございます。

目 4 の地方振興費199万2,000円の追加でございます。(1) のふるさと創生事業基金積立金でございすけれども、事業の返還によりまして12万円を積み立てするものでございます。また、(2) の生活交通路線維持対策事業でございすけれども、広尾線バス運営補助金といたしまして187万2,000円を追加するものでございます。

目12の減債基金の利子分でございすけれども、利子分の再計算等により4,000円を追加するものでございます。

目13の開村記念事業推進費、開村75周年記念事業でございす。村史の制作業務委託料でございすけれども、見積もり合わせによりまして執行残48万6,000円を減額するものでございす。

項 4 の選挙費、目 3 の道知事道議会議員選挙費でございす。道知事道議会議員選挙経費でございすけれども、期日前投票等に係ります経費といたしまして50万3,000円を追加するものでございす。1 の報酬でございす。投票管理者等の報酬21万円の追加でございす。次のページをお願いいたします。16ページでございすけれども、3 の職員手当等でございす。24万円の追加。旅費におきましては投票立会人等の費用弁償で8,000円、それから食料費で 4 万5,000円をそれぞれ追加するものでございす。

款 3 民生費717万2,000円減額し、6億4,461万6,000円とするものでございす。

項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費14万円の追加でございすけれども、内容といたしましては(1) の社会福祉センター維持管理経費の燃料費でございす。単価等の高騰によりまして22万5,000円を追加するものでございす。(2) の公用車維持管理経費の燃料費におきましても、高騰により 6 万4,000円を追加するものでございす。(3) の社会福祉活動補助金等でございすが、十勝地区身体障害者スポーツ大会の助成金でございすけれども、今年度事業終了に伴いまして執行残14万9,000円を減額するものでございす。

次のページになります。目 2 の福祉の里総合センター費でございす。357万7,000円の追加でございす。11、需用費におきましては、燃料費119万6,000円、それから光熱水費、

電気料の追加でございますけれども、87万7,000円、それぞれ追加するものでございます。また、14の使用料及び賃借料でございますけれども、複写機使用料におきまして5万6,000円を追加するものでございます。

目4の後期高齢者医療費でございます。380万8,000円の減額でございます。(1)の後期高齢者医療広域連合事務経費でございますけれども、広域連合の療養給付費負担金、額の確定に伴いまして226万6,000円を減額するものでございます。(2)の後期高齢者医療事業特別会計繰出金でございます。154万2,000円のこちらは減額となります。事務費の繰出金につきましては、平成29年度精算分として25万5,000円を減額するものでございます。また、保険基盤安定繰出金におきまして、額の確定によりまして128万7,000円を減額するものでございます。

項2の児童福祉費、目1の児童福祉総務費701万7,000円の減額でございます。(1)の児童福祉事業経費686万7,000円の減額でございます。13の委託料でございますけれども、学童保育所運営事業の委託料でございますが、障害児受け入れ強化推進事業として職員の配置ができなかったことにより、委託料600万3,000円を減額するものでございます。また、19の負担金補助及び交付金86万4,000円の減額でございますけれども、次のページをお願いいたします。一時保育事業の運営費道補助金でございますけれども、主に職員配置に伴います補助事業対象経費の減によりまして減額をするものでございます。(2)の出産・入学報償費におきましては、小中学校の入学祝金、実績によりまして15万円を減額するものでございます。

項3の老人福祉費、目2の老人保健福祉センター費でございますけれども、維持管理経費165万7,000円を追加するものでございます。これにつきましても燃料等の高騰により追加を行うものでございます。

目3の老人福祉推進費、(1)の介護保険事業特別会計繰出金でございますけれども、主に医療介護コーディネーター分の人件費に係る事業費減により繰出金を減額するものでございます。172万1,000円の減額でございます。

款4衛生費59万7,000円を減額し、3億8,171万7,000円とするものでございます。

項1保健衛生費、目3環境衛生費、19ページになります。(1)の火葬場維持管理経費、燃料等の高騰によりまして11万8,000円を追加するものでございます。また、(2)のリサイクルセンター維持管理経費におきましても、需用費、燃料費、それから光熱水費の高騰によりまして10万3,000円を追加するものでございます。また、13の委託料でございますけれども、資源物運搬・処分委託料でございます。処理量の増に伴いまして66万3,000円を追加するものでございます。

目4の診療所費でございます。(1)の特別会計(診療施設勘定)繰出金でございますけれども、事業費の減によりまして財源補てん分66万1,000円を減額するものでございます。

目5の保健推進費、(1)の保健指導活動事務経費でございますけれども、十勝圏複合事務組合の運営負担金でございます。高等看護学院に対する交付金等が増となったことから、

負担金4万6,000円を減額するものでございます。

項4の下水道費、目1の下水道費、(1)の公共下水道事業特別会計繰出金でございます。基準繰り出しについてルール分として77万4,000円を減額するものでございます。

20ページになります。款5の労働費13万2,000円を追加し、672万9,000円とするものでございます。項1労働費、目1労働諸費、(1)の雇用対策事業でございますけれども、地元雇用促進事業助成金、新規申請増によりまして17万2,000円を追加するものでございます。また、(2)の無料職業紹介事業の管理用備品購入費につきましては、執行残4万円を減額するものでございます。

款6農林水産業費137万6,000円を減額し、4億8,243万円とするものでございます。

項1農業費、目1農業委員会費、(1)の職員等人件費では9万円を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。目2の農業振興費310万7,000円の追加でございます。

(1)の農業政策推進事業経費の更別村農業担い手育成センター助成金でございますけれども、農業人フェア参加に伴います経費として15万2,000円を追加するものでございます。これにつきましては、農協と村が2分の1ずつ折半をするものでございます。(2)の農業振興補助金等295万5,000円の追加でございます。耕地防風林整備事業の助成金でございますけれども、執行残14万7,000円を減額するものでございます。また、畑作構造転換事業の助成金でございますけれども、省力作業機械の導入2件分として310万2,000円を追加するものでございます。

目3の農地費449万2,000円を減額するものでございます。(1)の明渠排水事業の経費でございますが、南11線東12号の明渠排水路工事に伴います入札執行残について447万4,000円を減額するものでございます。また、(2)の排水施設維持管理費でございますけれども、支障木伐採業務委託料、執行残について1万8,000円を減額するものでございます。

22ページをお願いいたします。目4の畜産業費、(1)の村営牧場維持管理経費でございますけれども、今年度の事業終了に伴いまして各節において執行残を減額するものでございます。合計24万4,000円の減額でございます。

目5のふるさとプラザ費19万1,000円の追加でございます。(1)のふるさとプラザ改修事業におきましては、時計台等の改修執行残について24万8,000円を減額するものでございます。(2)のふるさと館維持管理経費の光熱水費でございますけれども、これにつきましては電気料金の追加として79万4,000円を行うものでございます。また、13の委託料でございますけれども、草刈り業務等の委託料でございます。トラクターBAMBA未開催等によりまして環境整備、草刈り経費、当初予算全額26万3,000円を減額するものでございます。

項2の林業費、目1の林業振興費でございます。(1)の未来につなぐ森づくり推進事業補助金でございますけれども、事業確定によりまして2万8,000円減額するものでございます。

款7商工費156万4,000円を減額し、1億3,741万円とするものでございます。

項1の商工費、目2の商工業振興費でございます。これにつきましては、一般財源から特定財源への振りかえでございます。

目3の観光費156万4,000円の減額でございます。(1)のカントリーパーク改修事業でございますけれども、主には水路改修工事入札執行残について減額135万8,000円を行うものでございます。(2)の情報拠点施設建設改修事業でございます。18万4,000円の減額でございますけれども、当初道の駅の看板撤去を想定しておりましたけれども、隣接する農業者の方が撤去されたために当初予算全額を減額するものでございます。(3)の情報拠点施設維持管理経費でございますけれども、これについては防犯カメラシステムについての執行残2万2,000円を減額するものでございます。

24ページ、款8土木費3,806万7,000円を減額し、5億6,463万7,000円とするものでございます。

項2の道路橋りょう費、目1の道路維持費、(1)の建設機械等購入事業、大型ロータリー除雪車の購入に伴いまして入札執行残240万7,000円を減額するものでございます。

目2の道路維持改良費、(1)の道路補修対策事業でございますけれども、230万7,000円を減額するものでございますけれども、村道の舗装補修工事で110万円、それから村道舗装の区画線設置工事費で120万7,000円を減額するものでございます。

目3の道路新設改良費、(1)の道路改良舗装事業で1,696万8,000円の減額でございます。13の委託料の調査測量設計委託料では43万2,000円の減額、15の工事請負費でございますけれども、道路整備工事、5事業ございましたけれども、トータルで1,398万8,000円の減額、それから村道舗装強化工事、2事業でございますけれども、201万2,000円の減額、市街地の歩道改修工事、1事業でございます。53万6,000円、それぞれ執行残について減額を行うものでございます。

25ページになります。目4の橋りょう維持改良費でございます。(1)、橋りょう整備事業745万3,000円の減額でございます。13の委託料の調査測量設計では執行残について262万8,000円の減、15の工事請負費の橋りょう改修整備工事では、これも入札執行残について480万6,000円の減、19の負担金補助及び交付金の橋梁点検負担金におきましても、加入団体等の共同入札によりまして1万9,000円を減額するものでございます。

項3住宅費、目1住宅管理費217万7,000円の減額でございます。(1)の村営住宅等維持管理経費でございます。13の委託料でございますけれども、草刈り業務委託料、見積もり合わせによりまして執行残等を遊具の点検含めて23万3,000円を減額するものでございます。(2)の村営住宅等改修事業でございます。194万4,000円の減額でございます。曙団地4棟11戸の改修工事、入札執行残について減額を行うものでございます。

目3の住宅建設費、(1)の村営住宅等整備事業で675万5,000円の減額でございます。節15の工事請負費でございます。曙団地1棟4戸の建設に伴います入札執行残について683万6,000円を減額するものでございます。また、22の補償補填及び賠償金でございますけれども、公住建てかえに伴います移転補償費として8万1,000円を追加するものでございます。

26ページ、款9の消防費でございます。24万9,000円を追加し、1億7,183万2,000円とするものでございます。

項1の消防費、目2の災害対策費、(1)の防災・国民保護事業でございます。20万4,000円を追加するものでございます。節12の役務費でございますけれども、アンテナ設置、ふぐあい修繕等に伴います高所作業車等の使用料等について42万円を追加するものでございます。また、13の委託料でございますけれども、防災行政無線保守点検委託料、見積もり合わせによりまして21万6,000円をこちらは減額するものでございます。

目3の非常備消防費でございます。(1)の更別消防団運営経費でございますけれども、公用車の燃料、それから上更別消防会館の燃料費、それぞれ3万円、1万5,000円、トータルで4万5,000円を追加するものでございます。

款10の教育費71万円を減額し、4億6,480万7,000円とするものでございます。

項1の教育総務費、目2の事務局費80万9,000円の追加でございます。(1)の職員等人件費では76万6,000円を各節ごとに追加するものでございます。(2)の指導主事共同設置事業におきまして4万3,000円を追加するものでございます。

項2の小学校費、目1の学校管理費、(1)の学校施設維持管理経費165万2,000円の追加でございます。節11の需用費におきまして、小学校燃料費に単価高騰によりまして120万2,000円を追加するものでございます。また、校舎の修繕費でございますけれども、更小ボイラー調節器の更新等、今後の修繕見込みを含めまして45万円を追加するものでございます。

項3中学校費、次のページをお願いいたします。目1の学校管理費、(1)、学校施設維持管理経費122万4,000円の追加でございます。節11の需用費におきまして中学校燃料費、単価等の高騰によりまして107万4,000円の追加、また校舎の修繕費でございますけれども、現在の支出状況、今後の見込みを含めまして15万円を追加するものでございます。

項4の幼稚園費、目1の幼稚園管理費630万7,000円の減額でございます。(1)の認定こども園の運営経費でございます。節7の賃金におきましてこども園の補助教諭賃金、現在まで未採用となっているため、4月から11月分につきまして161万円を減額するものでございます。また、(2)の準職員賃金等でございます。411万3,000円の減額でございます。4の共済費におきましては4万2,000円の追加、それから7の賃金でございます。416万4,000円の減額でございますけれども、幼稚園教諭の賃金でございます。1名分、未採用につきまして、その分416万4,000円を減額するものでございます。また、19の負担金補助及び交付金につきましては9,000円の追加でございます。(3)の園舎改修事業でございます。上更別幼稚園の園舎の解体工事費でございます。入札執行残について58万4,000円を減額するものでございます。

29ページをお願いいたします。項5社会教育費、目2社会教育施設費、(1)の農村環境改善センター維持管理経費の需用費におきまして燃料費高騰によりまして50万6,000円を追加するものでございます。

項6保健体育費、目2の体育施設費、(1)のトレーニングセンター維持管理経費の燃料費でございますけれども、単価高騰によりまして54万円を追加するものでございます。

目3の学校給食費、学校給食センター維持管理経費の需用費でございますけれども、光熱水費におきまして21万6,000円を追加するものでございます。

項7教育諸費、目3財産管理費、(1)の教員住宅維持管理経費の需用費でございますけれども、ボイラー更新及び今後の支出見込みを含めまして65万円を追加するものでございます。

30ページをお願いいたします。款12の公債費172万2,000円を減額し、7億4,244万6,000円とするものでございます。

項1公債費、目1元金でございますけれども、長期債の償還元金、借入額の確定によりまして130万1,000円を減額するものでございます。

目2の利子でございますけれども、長期債の償還利子、借入利率等の確定によりまして42万1,000円を減額するものでございます。

款13諸支出金2,000円を追加し、203万7,000円とするものでございます。

項1基金繰出金、目1土地開発基金繰出金でございます。満期利子再計算等によりまして不足の2,000円を追加するものでございます。

続きまして、歳入のほうの説明をさせていただきます。款11分担金及び負担金7万円を減額し、6,400万1,000円とするものでございます。

項1分担金、目1農林水産業費分担金でございますけれども、札内川地区かんがい施設維持管理分担金、給水栓1基分の7万円を減額するものでございます。

款12の使用料及び手数料でございます。26万7,000円を追加し、1億2,572万9,000円とするものでございます。

項1使用料、目4の農林水産使用料でございます。牧場の入牧使用料でございますけれども、当初見込みより入牧頭数の増によりまして26万7,000円を追加するものでございます。

13の国庫支出金951万円を追加し、3億98万4,000円とするものでございます。

項2の国庫補助金、目1総務費国庫補助金でございますけれども、社会保障・税番号制度システム整備補助金151万2,000円の歳出と同額の追加を行うものでございます。

目2の民生費国庫補助金でございます。子ども・子育て支援交付金282万5,000円の追加でございますけれども、主にはどんぐり保育園に委託しております学童保育所運営事業において当初予定しておりました障害児の受け入れ強化の推進加算となる職員の配置ができなかったことによりまして、ここにおきましては119万6,000円の減額でございます。また、当初予算計上はしておりませんでしたけれども、認定こども園の上更別幼稚園内において子育て支援センターを開設したこと、子育て支援業務員の人件費分が新たに交付対象となったことから、この部分については154万1,000円を追加するものでございます。もう一つは、子育て応援課内に子育て世代包括支援センター、7月より開設をしているところでございます。利用者の支援事業を展開しておりますけれども、支援センターの保健師の

人件費分について新たに交付対象となったことから、262万2,000円を追加するものでございます。その他といたしましては、補助対象事業の減によりまして14万2,000円を減額するものでございます。

目4の土木費国庫補助金でございますけれども、517万3,000円を追加するものでございます。社会資本整備事業でございますけれども、公営住宅整備事業等の交付金275万5,000円を追加するものでございます。次のページをお願いいたします。2の道路橋りょう費補助金でございます。241万8,000円の追加でございます。内容といたしましては、雪寒建設機械購入事業補助金、大型ロータリーでございますけれども、交付決定額の増によりまして243万1,000円を追加するものでございます。また、社会資本整備総合交付金でございます。橋梁点検負担金の減によりまして1万3,000円を減額するものでございます。

款14道支出金494万6,000円を追加し、3億691万9,000円とするものでございます。

項1の道負担金、目1民生費道負担金、後期高齢者医療保険基盤安定拠出金でございますけれども、広域連合拠出額の確定によりまして96万5,000円を減額するものでございます。

項2の道補助金、目1の民生費道補助金282万5,000円の追加でございます。子ども・子育て支援交付金でございます。これにつきましては、先ほどの国費と同じ内容によりまして同額の282万5,000円を追加するものでございます。

目4の農林水産業費道補助金308万6,000円を追加するものでございます。1つは畑作構造転換事業でございますけれども、新規採択2件分について歳出同額の310万2,000円を追加するものでございます。2の林業費補助金でございます。未来につなぐ森づくり推進事業補助金、事業の確定によりまして1万6,000円を減額するものでございます。

款15財産収入100万6,000円を追加し、3,065万7,000円を追加するものでございます。

項1の財産収入、目1の利子及び配当金でございます。土地開発基金の利子でございますけれども、利子満期分不足について2,000円追加するものでございます。また、次のページの減債基金積立金におきましても同様の理由によりまして4,000円を追加するものでございます。

次のページ、11ページになります。項2の財産売却収入、目4の残余財産分配金でございます。100万円を追加するものでございますけれども、これにつきましては出資会社の解散に伴いまして分配金、出資金を追加するものでございます。

款17繰入金3,341万3,000円を減額し、3億586万7,000円とするものでございます。項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金でございますけれども、財政調整分といたしまして1,260万8,000円を減額するものでございます。

目5の農業振興基金繰入金でございます。明渠排水事業改修工事費の確定に伴いまして447万4,000円を減額するものでございます。

目8の公共施設等整備基金繰入金でございますが、事業費の減によりまして1,633万1,000円を減額するものでございます。

款19諸収入34万3,000円を追加し、7,946万5,000円とするものでございます。

項5の雑入、目5の雑入におきまして34万3,000円のこちらは追加になります。立木補償費で5,000円、保険料解約精算金で3,000円、それから商工業関係融資資金等返戻金におきましては繰上償還によりまして補償料の返還2件分11万9,000円をこちらは追加するものでございます。また、住宅解約返戻金9万6,000円の追加をするものでございます。12ページになります。ふるさと創生基金事業助成金返戻金でございますけれども、返還があったことによりまして、これも歳出同様12万円を追加するものでございます。

款20の村債でございます。項1の村債、目2の過疎対策事業債におきまして2,660万円を減額するものでございます。雪寒機械購入事業等からそれぞれ事業費の減等によりまして減額を行うものでございますけれども、一番下の歯科診療所の改修事業分でございますが、これにつきましては過疎対策事業債2次分として130万円を追加するものでございます。

4ページをお開き願います。債務負担行為の追加でございます。塵芥収集運搬業務委託料、平成30年度分でございますけれども、期間におきまして平成31年度から32年度までとして限度額18万9,000円を追加するものでございます。それから、歯科診療所管理運営委託料、平成31年度から33年度までの3カ年間、限度額を1,000万円とするものでございます。合計で1,018万9,000円とするものでございます。

次のページをお開き願います。継続費の補正の変更でございます。款2の総務費、項1の総務管理費、事業名では村史編さん事業でございますけれども、補正前、補正後がございましたけれども、平成30年度においては48万6,000円減の253万8,000円、それから31年度については27万円減の286万2,000円、32年度におきましては529万2,000円、これは54万円の減です。それから、33年度におきましては110万7,000円減の893万7,000円、34年度におきましては38万4,000円減の704万7,000円とするものでございます。

次のページ、6ページをお願いいたします。地方債の補正の変更でございます。過疎対策事業債におきまして、補正後限度額、2,660万円減の3億1,970万円、合計で4億3,295万5,000円とするものでございます。

以上でございます。

○議 長 お諮りをいたします。

議案第67号 平成30年度更別村一般会計補正予算（第7号）の件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号 平成30年度更別村一般会計補正予算（第7号）の件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定をいたしました。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩といたします。

午後 0時09分 休憩

午後 1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

3番、高木さん。

○3番高木議員 15ページ、総務費の地方振興費の中のふるさと創生事業基金、この部分に関する事なのですが、今回ふるさと創生事業の補助事業を受けて、返還という形で戻されたという形なのですが、この補助制度の中で一応5年間事業を継続してくださいと、そうしなければ補助金の返還を求めますという規定があつて、今いろいろと拡充もされた中で幅広く利用されてはいるのですが、今回の場合においては一応特殊事情というふうにとれなくもない案件でもあつたのかなと思われまふ。突如の事業主の死亡という件がありましたので、この辺の補助事業の返還のあり方とか、そういう中で今後そういう部分の見直しをかけるとか、そういう部分は考えていられるのでしょうか。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 ただいまのお話でございます。ふるさと創生事業の助成金の返還という部分でございます。こちらに関しましては、議員のご質問のとおり、平成29年度に助成した事業主の方への助成に対しまして、その助成対象となつた事業、具体的には学生服の販売だつたわけですが、そちらの事業が継続できなくなつたということでございまして、要綱に基づきまして返還というような対応をとらせていただいたところでございます。ご質問のとおり、特殊事情という部分も確かにあるなということで、それを踏まえた中で、ふるさと創生基金の助成に関しましては庁舎内で基金運営委員会というものを設置しております。その中で審査させていただいた中で助成という形で進めているところでございます。運営委員の中でもご意見いただいたところなのですが、まずは今回の件に関しましては要綱に基づいて返還していただくということで対応させていただいております。また、今後につきましては、要綱自体は基本的には助成させていただいた以上は5年間はその趣旨にのっとり事業を継続していただきたいというものがありますので、直ちに見直し等は考えてはおりません。いろいろ先ほどのような特殊事情というようなことも考えられなくはないので、出てきたケースに応じて確認等をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 もちろんこの事業の補助のあり方という部分を考えると、内容の変更というのはあまりするべきでないという考えはそのまま持っています。ただ、実際に誰もその事業を継続できないのか、できるのかという判断も、それは補助を受けた方々がやればできたのかもしれませんが、そういう部分も含めて将来的な部分を考えるとやっぱりどうしてできないという事態という状況でもあつたということを考えると、そういう部分につ

いての配慮というか、ができるものを、それは委員会の中で検討されているということなので、委員さんの中で協議されているので、それはそれでその決定で構わない部分もありますが、そういう部分も若干の配慮はやっぱり今後少し考えてもらえればありがたいなと思うのですが。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 事業をやめるですとか、そういったことに対してどういうふうに取り扱うかということですので、やめた経過ですとか背景等を確認しながら、また要綱については要綱に沿った形で進めたいということではあるのですが、状況等を確認しながら進めてまいりたいと考えております。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 17ページ、目2福祉の里総合センター費の説明欄(1)、11、需用費の中にある施設修繕費、これ支援ハウスの電子施錠制御盤でしたっけ、何かそんな感じの名前のものだったと、自動で施錠するものだと思うのですが、これは最近壊れたものでなく、ちょっと前に壊れたということを耳にしまして、いつ壊れて、なぜ今の時期になっての補正だったのかということをおっしゃって説明してもらえますでしょうか。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 これは、9月の中過ぎに一部、最初電源の部分が一時期壊れたということで、それを直そうとしたときに今度制御する電源ユニットのほうも全部次々に壊れていたもので、全てが壊れたのがわかったのが10月です。それで、既存の中で修繕ができないかということでいろいろな業者さんを探したのですが、今現在それを扱っている業者さんがいないということで、業者さんに見てもらうのにちょっと時間かかりまして、今回つくって設置した業者さんが今もう十勝にはないということで、そこにいた技術者の方をもとの施工業者さんに紹介いただき、いろいろ見積もってもらった結果ここまで、補正予算の時期になって上げさせていただいたということになっております。本来ですとわかった時点ですぐやるのが正しいのかもしれませんが、そういう諸事情により今回補正をさせていただいたということです。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 この機械は、万が一火災など起きたときとかに支援ハウスに住んでいる人が鍵をかけていたら自動でがちゃっとあけるような装置だというふうにも聞いているのですが、それが今回これまでの期間に延びてしまったというのはそういった事情があるのだとするならば、支援ハウスと村との、壊れたとき命にかかわることなので、すぐ直すことが一番なのだけでも、その間の期間があったわけで、その間支援ハウスとのやりとり、連携についてはどのように行っていたのでしょうか。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 支援ハウスのほうから鍵が壊れたということで、すぐには直せないとい

うことで、夜間は鍵の対応、部屋全部の鍵ありますので、その対応については支援ハウスとの打ち合わせは行ってきたところですが、その鍵でいざというときはあけていただきたいということでお願いをしております。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 今課長の言うことがあれなのですが、私はそのことについて支援ハウスに行かせていただいたのですが、徹底した利用者の施錠の管理とか、そういったものは指示されていないというふうに私ちょっと聞いていたもので、その辺課長がどこの担当の方と話したのかは不明ですが、私がその現場で話した限りでは、万一火災が起きたときに私たちはどうすればいいかと、だからといって利用者さんに鍵かけないでと、そんなことは言っていないというふうに聞いているので、その辺も確認していただきたいと思います。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 LSAの方に、しばらく直らないので、壊れたと最初に一報を受けた人に対して、それで鍵の対応をお願いしたいというふうにはお伝えしたのですが、確かにそれをLSAの皆さんのほうに連絡をお願いしますということは私は言うておりませんので、その点については不備があったというふうには反省しております。それと、利用者さんのほうに夜鍵かけないでくれという話は、私のほうからはプライバシーの問題もあるので指示できないということで、その点については私も指示はしておりません。その件についてもちょっと配慮が足りなかったのかなと思っております。

以上です。

○議 長 西山村長。

○村 長 今課長から答弁さしてもらいましたが、私も現況確認に行ってみりました。それと、あそこにいる方とお話をさせてもらいました。太田議員ご指摘のとおり、もし火災あるいは不測の事態があった場合、一斉に解錠できない場合は、これは居住者の命にかかわる問題になります。だから、本来であれば速やかにその部分の修繕を優先的に行うべきであるというふうに考えております。その点ではそれが今回の補正という形になって間が空いたことについては、本当に遺憾であると思いますし、心からおわびを申し上げたいというふうに思います。今後このようなことがないようにしっかりと対応をとってまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

以上であります。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 17ページの関係でご質問させていただきます。

一番下段の児童福祉費の中の目1の備考欄に学童保育所運営委託料の減額ということの補正でございます。この案件につきましては、先ほど副村長からの説明で障害児の関係の学童保育に関する専門職を置くという形の国の指示もあつたりしての計画だと思うのですが、これはあくまでも本年度計画したということは逆に言えば必要であるという判

断の中で、確かに国の施策の指示もあるかもしれませんが、更別として必要ありきという計画の立案をした中だと思うのです。ところが、残念ながら人が見つからないということだという回答なのですけれども、はっきり言いましてそれでいいのかいというのが本音でございます。必要ありの事業計画を組んだ以上は、いかなる場合であっても対応するというのが、これは行政の執行の原則であって、いませんでした。採用というか、これはどんぐり福祉会に委託しているという部分ありますから、そういう指示もきちっとできていなかったというふうに判断せざるを得ない部分もあるのですけれども、必要だから当然その分の経費を計上しているはずなのに、もう12月ですから、これから探していっても難しい部分ありますけれども、単純にいませんでしたから仕方ありませんという、事業であればそういう部分の計画であるならば、仮にそういう判断の中の計画であるならば、もう少し新事業計画も含めて見直していただかないと、実効性のある計画を立てていただかないと、むやみにただ計画を立案して、使えませんでした。いませんでした。できませんでした。これではこれからの村づくりという観点から見ると基本的な考え方がちょっと違うのではないかと判断しているのです。

それと、まずいなかったという理由は、いなかったからという理由にしかないかもしれませんが、それで本当に行政段階としてそういう判断しかしていないのか。あるいは、これは私も常日ごろから心配していることなのですけれども、学童保育については受け入れ人員は変えたけれども、施設自体は何にも変わっていないわけです。その中になおかつ障害児の学童保育も含めてやりましょうという提案は、これは百歩譲って考えても無理があるというのも、一連の事業展開の中の発想できちっとした予算措置をしているとは到底思えないのですけれども、その点の考えも含めてちょっとご説明いただきたいというふうに思います。

○議 長 宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 今安村議員の質問でございますが、確かに法人におきまして今回につきましては人員の確保が、やめた後なのですけれども、なかなかできなかったということも一つの要因であるわけでございます。ただ、今おっしゃるとおり、それでいいのかとなりますと、当然今議員がおっしゃったとおりでございます。今後につきましても、こちらのほうを今おっしゃったことも含めまして十分考えに入れながら進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 そういう回答しかできないという部分もありますので、それはそれで仕方ないのですけれども、ただ私が今申し上げたいのは単純に批判ではなくて、それは必要ありきという提案をしているのですから、来年度に向けてしっかりその分の専門員をきちっと置くという担保がまず欲しいです。そういう言い方をしてほしいです。

それと、学童保育の全体を見たときに、これ話題的に広く捉え過ぎている部分も私自身あるかもしれないけれども、学童保育自体が私から見て今思っているのは、人数は70人も

80人もいるのにスペース的に全然賄えていないと。失礼な言い方だけれども、何の改善もはっきり正直言って図っていただいていません。3年生から6年生までにしたのは事実だ。だけれども、学童が入るスペース、1人当たり1.65平米ですか、本当に確保できているのかといったら、現実的には確保できていないのですよ。それに輪をかけて障害者を入れて障害者に対応するということが、計画というか、考え方の根本をきちっと理論武装で説明していただかなければ、単純に来年度必要だから、国の指示もあったから、障害者に対する指導員というか、専門職置きますという、その理論では多分成り立たないと思うので、その点の捉え方も含めてきちっと説明していただいて来年度の予算措置を図っていただきたいというふうに、要望も含めてですけれども、そう思っているのですけれども、回答があれば回答していただきたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今安村議員ご指摘のとおりだと思います。何年か前に議員の皆さんから、これ以上学童保育所のスペースを確保しないですることについては、これはこのままの現状では許されないというふうなお話がありました。私はそれを聞いて、そのことと現状を確認、何回も臨休とか、少年団があるときは別ですけれども、臨休あるいは雨の日等々行っております。本当にスペースが足りない状況で、課には指示をしております。増築あるいはそういうような形でしっかりと法的に見合った対応を速やかにするようにと、以前から私が指示している事項であります。来年度につきましては、それはどの月になるかわかりませんが、当初予算に盛り込めるかどうかわかりませんが、その部分については改善をしていきたいと思ひますし、この障害加配ですか、これがついていないということについては、これは村のそういうような特別支援教育のあり方とか、いろんな部分含めまして放課後のその部分をきっちりと、障害持った、発達に困難を持っただちをフォローする場所でもありますから、ここはしっかりと指導して配置をしていくというふうな形で、この辺はきちんとしていかなければならないというふうに考えておりますし、来年度そういう方向でしっかりと調整をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 28ページにあります認定こども園の職員の欠員です。これと全般についてちょっと質問したいのですけれども、今教育次長も病気で欠席されていると、そして庁内にはまだほかにも体調不良の方もおられる中で、恐らく業務は淡々と行われているわけなのですけれども、ということはやはり残られた職員の方がそれなりの負担を背負っていると思うのです。それに対して恐らく超勤という形、あるいは残業という形が出てくると思うのですけれども、最後の総括表を見てもそこには特別補正されて残業代が多くかかるような数字は出てきていないのですけれども、これよくわからないのですけれども、要するに決められた予算の中で一つの事業を行わなければならないときに、やっぱりオーバーしてはまずいという形の中から、超勤をちょっと出さないでおうとか、そういうことは

決してないと思うのですけれども、その辺の確認をひとつお願いいたします。

○議 長 宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 認定こども園の職員のことでございますけれども、当然今回認定こども園ということで幼稚園機能と保育機能を持って運営しているところでございます。幼稚園と保育は違いますので、保育に関しましては人数の配置等につきましても当然基準があって、対応しているところでございます。ただ、現状になかなか人数的には、努めているところ募集をかけながら対応してきているところでございますが、現実的に職員が来てもらえるところがちょっと難しいところもあるという中で、実は短時間業務で時間を短縮しながら人数を集めて、今の現状のような形で運営しているところでございます。本来ならばきちとした形の中で人数がしっかり対処していければいいと思いますが、現状はそういうやりくりもちょっとありながらしてございますので、今後につきましては当然それによしということにはなりませんから、今おっしゃったことも踏まえて十分対応して検討してまいりたいと思います。

職員の時間外につきましては、繁忙期だとか、いろんなことになるとその部分に当然集中していきます。職員も今のような話の中でありますと短時間の方とかですと時間になれば帰られるということもありますから、その辺のやりくりということになりますが、いずれにしても時間外が物すごくこれで大幅に多くということ、当然時期にもかかわりますので、一概にはそれは言えないのですが、全体的に見ますとこのことによって幅広く時間がオーバーして出てきているということでもない部分もございます。ただ、先ほど言いましたように、どの時点でということを見ますと、その時期、行事だとかいろんなところが錯綜しますとそういうところにぎゅっとふえてきますので、そういうこともあります。いずれにしてもそういうこともそうは言いながら見て、状況をしっかり把握しながら、把握はしてございますけれども、十分一層把握に努めまして、そういうことがないようにいろいろ対応してまいりたいというふうに思います。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 子育て応援課はわかるのですけれども、全体について。例えば教育委員会で今次長が休まれているという中で、きょうはこうやってお二人の方が座っているわけなのですけれども、全体を見て体調を崩されている方もおる中において、各課において欠席されたりなんかする場合にほかの職員がそれをカバーしなければならない。おのずと自分の仕事、これだけ業務がふえた中で目いっぱい皆さん仕事している中で、そこには超勤ということが生まれてくると思うのです。全体の補正見ても、そういう方がおられるにもかかわらず超勤がふえていないということはどういう形でカバーされているのかなと。また、カバーされている中において、予算を組んだ以上は予算をオーバーするわけにいかないからということで超勤を出すのを我慢しているという方はいないと思うのですけれども、その辺についてひとつお願いいたします。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 職員の時間外手当のことだと、全体の話だということで思っておりますけれども、当然予算の枠内の中での執行ということにはなりますけれども、基本的に時間外を実際例えば10時間しているところを5時間にするとか、そういう形ではやっておりません。時間外となったものは正規に時間外を出していただきたいということで職員にも周知をしているところでございます。予算の枠を超えるということになれば、それは補正予算等を組まなければならないという、ただ、今現在はそういう状況にはなっていないということでご理解をいただければというふうに思います。

○議 長 6 番、村瀬さん。

○6 番村瀬議員 関連ですので、私のほうから1つ質問させてください。

教諭賃金、あわせて準職員も欠員という状況の中で減額補正しています。それで、当初の予算で新たにここのところを十分な体制のもとでやっていくのだという強いメッセージを持ってスタートしました。その中で修正動議もかかる中、園長の配置についても議論されたところでございます。ですから、特に注目すべきところは、園長の管理能力と言ったら失礼なのですが、その人員に対する管理者としてどういう捉え方をしているか、もし担当課長がわかれば、この時点でまずお知らせください。

○議 長 宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 幼稚園長の職務等につきましては、幼稚園長として職員につきまして園長としての管理等を進めていかなければいけないということでございます。職員の勤務状況だとか、いろんな事業の経過だとか、そういうことを総体的に見ていただきまして、園長として何かありますとそれなりの指導だとか助言含めましていろいろ対応していただくとようなことをされていかなければいけないということでもありますし、またそんなことで対応していただいているところでございます。

○議 長 6 番、村瀬さん。

○6 番村瀬議員 この人事の採用について園長も介入しているということで理解してよろしいでしょうか。

そして、もう一つなのですけれども、今太田議員がおっしゃるように、それに対する業務に支障がないかということなのですが、来年の予算にも絡みます。これでできるのか、できないのか、端的にご説明お願いいたします。

○議 長 宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 来年度の予算ということでございますけれども、一応予算的には幼稚園長、また職員等も含めましてですけれども、予算を見ていきますので、そういう対応はしていきますということでございます。

人事といいますか、申しわけありません。もう一度ちょっと、済みません。

○議 長 6 番、村瀬さん。

○6 番村瀬議員 1つは、園長がこの人事管理についても当然管理者として必要ですので、人事の募集等について関与しているかということが1点だったのです。

2点目は、これで超勤もないようなお話と、勤務体制のやりくりなのか、ちょっと私もわかりかねますけれども、これで来年についての予算につきましても関係するから、欠員でもやっていけるのですかという質問です。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 今回の補正予算で準職員の賃金を減額しているところなのですが、準職員の採用試験に当たっては総務課が担当しているのですが、今回1名分減額しているところです。認定こども園の上更別幼稚園の開設に伴いまして準職員2名必要ということで募集したのですが、1名の応募しかなくて採用が1名にとどまったところでございます。もう一人の採用、30年度中の採用が、この時期に来ているので、困難な状況であるというふうに判断しておりますけれども、その1名採用できなかった部分というのは全体の職員の負担を分散しながら対応していかざるを得ないということなのですが、引き続きこの準職員1名というのは、これは必要なもので、今後人材の確保に努めていくというふうにしております。

以上でございます。

○議長 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 今職員数の話が出ましたが、ここ何年か行革の考えもありまして、各課において仕事量は今大変ふえてきていると思うのです。それに対して職員数はふやさないという形、あるいは自然減ですか、という形でできている中において、今各職員の持っている仕事量は大変負担は大きいだろうし、それによって病気になる人もいないとも言えないと思うのですが、今度は村長にお伺いしたいのですが、今の職員数でこの仕事量で今後来年、再来年とやっていけるのか、それともビジョンの中に今後職員数をふやして対応していきたいと考えているのか、その考えをお聞かせ願います。

○議長 長 西山村長。

○村長 先ほど織田議員さんからも村瀬議員さんからも関連するご質問がありまして、聞かれている趣旨は、いろんな部分で業務が多忙になっている中それがそこに凝縮されて、例えば一人の職員に対して仕事量がふえとか、それに伴って時間外の業務がふえてくるとか、そういうことで大丈夫なのかというご指摘だというふうに思います。確かに本当にご指摘のとおり、大変業務が多忙になってきていますし、いろんな関連でいろんな課と連動してやらなければいけないというところあります。私としては、職員がこれだけしかいないのだから、これだけの業務しかできないというような考え方ではなくて、業務の内容、あるいはビジョンに従って人員を適正に配置していくというのが、これが本来のあり方だというふうに思っています。でありますから、例えば新しい事業とかいろんなものを展開するときに、それがその部署の人員が足りなければ、やっぱりそこは補充するなり、あるいはふやすなりしてしていかなければいけないというふうなことは、基本的にはそう考えております。

そうはいいまして、限られた予算の中ということもあるのですが、今役場の中

においては行革委員会立ち上げまして、業務の、あるいは組織の見直しとか業務内容の見直し、それといろいろと重複している仕事の部分もありますので、そこをしっかりと精査をして、どういうふうな配置をしていったらいいのかということも含めて考えていかないと、これからのいろんな本当に多様な住民ニーズに応えるためには、これはかなり厳しい状況になっていくというふうに思います。したがって、議員さんご指摘のとおり、その部分をしっかりと調整をしながら、仕事量に見合う人員配置、適正な配置等々含めてこれは検討し、またご提案をさせていただきたいなというふうなことを考えております。

以上であります。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 23ページの目3の観光費の中の説明欄の15番の工事請負費の中の撤去工事費で看板撤去工事費、これ多分当初計画の全額を今回減額補正していると思うのですが、先ほど説明ありましたように、本来であれば村がやるべき事業ということで計画立案して、今般の説明だと農業者が善意によって撤去してくれたような説明を今受けていたわけですが、行政の執行の中でそういう部分というのは必要ありきで計画立案しているはずなのに、何か物の進め方がちょっと違うというか、捉え方が違うのではないかなというふうな気がしてならないのですが、確かに農業者の善意に甘えることもいいのですが、これは撤去するために、多分これは国道236号線と旧広尾の関係の2枚看板だと思うのですが、それについて農業者の善意といえどもそれなりに費用もかかっている部分があって、それなりの費用負担を含めた中で行政は考えているはずなのですが、どうもその点ちょっと違うというか、理解できなかったという違和感があるのですが、ちょっと説明してください。申しわけないですが。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 ただいまご質問いただきました情報拠点施設の看板撤去の件でございます。

ご指摘のとおり、当初村で撤去のほうを計画していたところなのですが、撤去の発注をする際に再度現地に行き確認したところ、既に撤去がされていたというような事情でございます。経過についてご説明をさせていただきますと、国道から、忠類から更別市街に向かう旧広尾道路の信号交差点、ここの手前に道の駅を案内する看板がございました。こちらの看板が平成27年の10月に大風が吹いたときに看板面がめくれてしまっていて、結構大き目の鉄板、1メートル四方ぐらいの鉄板の看板だったのですが、そのまま風で外れて、ほとんど1カ所を残して外れたような形でねじれていたような形になっていたものですから、外れて車に当たると危ないということで盤面はそのときに撤去してございます。支柱の鉄骨の柱が残っていたわけですが、こちらのほうの活用、また新しい盤面等の活用を検討も進めたところなのですが、この看板は道の駅が平成11年に設立後、平成12年に村のほうで設置したものなのですが、現在はその後国道のほうにオーバーハングの道の駅の案内看板が同箇所設置がされまして、同じところに看板を新たに新設するという必要性が薄いのではないかとということで、支柱の撤去を今年度当初

予算で計上するというので、その地権者の今回撤去いただいた農業者の方にも昨年お話をし、予算措置もしたところでございます。

そういったことで村で撤去するような段取りをするということで調整をしていたのですが、年度明けまして施工する時期になった段階で、作業しているときにちょっとトラクターで引っ張ったら抜けてしまったから、抜いてしまったというようなことでお話受けまして、こちらとしてもその撤去費用等についてどうしようかということでご本人ともご相談をしたのですが、そんなに経費はかかっていないしというようなこともありまして、今回全額を執行できないということで減額をさせていただくところでございます。昨年から打ち合わせはしていたところなのですが、実際の執行に当たってこのような不手際になったことにつきまして大変申しわけなく思っているところでございまして、今後執行等に十分気をつけながら進めたいと考えているところでございます。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 24ページお願いいたします。土木費でございますけれども、説明欄の(1)、道路補修対策事業の中でそれぞれ減額、これは執行残による減額補正だということなのですが、例年予算のとおり上げていて、これは補修に係るものですから、私が考えるにはまだやるところがあるという状況の中だということでの執行残補正というふうに考えるのですが、まずその点について、まだこの補修工事なり区画線工事というのは引き続きあるものか、ないものかを先にお尋ねしたいと思います。

○議長 長 新関建設水道課長。

○建設水道課長 道路補修対策事業の村道舗装補修工事費の部分かと思うのですが、これ毎年道路の補修というようにやっていますので、ご質問のようにこれで全て終わったということではないものですから、年度予算前にある程度該当箇所を積算して新年度発注しているというようにことです。工事終わった後にも追加して壊れたりだとかというのは当然出てくるというように、そういう意味でいけばこれで終わったということではありませんということですけれども、引き続き状況を見ながらやっていくのですけれども、これとは別に修繕費だとかの予算も組んでいるものですから、そこら辺での小破のものについては随時やったりだとかというようにことのやりくりで対応しておりますし、もちろん重大な通行に支障のあるようなものは当然優先してやらなければいけないというようにしますので、状況を見ながら対応していたというようにことになります。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 私が経験の中で申すのはちょっと申しわけないと思うのですが、ある程度の計画性というのですか、特に区画線の場合については毎年これ全部できませんから、大体の予算、大枠、例年同じように300万かな、そのとおり執行できるように、もし執行残が出ればさらに追加して発注していくというのが私は通常のやり方だというふうに思っているものですから、もしそれができなかったという理由があれば、説明をお願いいたします。

○議 長 新関建設水道課長。

○建設水道課長 予算の執行の仕方というようなことで、できなかった理由ということなのですけれども、職員のほうで随時調査して区画線とかはやっているのですけれども、ことしの事情でいけば、職場の中での職員の病気による休みだとかもあったものですから、全体的に業務の中でなかなかその後の調整ができなかったというような事情もあったのは事実なのですけれども、いずれにしてもこの事業について予算の範囲内で行ったほうがよろしいのではないかとというようなご意見いただいていますので、そこは予算の有効利用というか、有効活用というようなことで、そのために当初で過大な予算を組むということにはなりませんけれども、そこら辺は調整しながらやっていきたいなと思っております。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 メッセージとしては非常に弱くて、私は残念なのですが、これは永遠にある補修工事ですから、予算の使えるうちはどんどん使って、できるだけ少なくしていく。まして、区画線の入札状況見たら57%と非常に低い入札率になっている。このときのチャンスとしてはまだまだ伸びる。こういうことを、職員が病気でどうのこうのというお話もありましたけれども、それにかわる者がいないのか、いるかも含めてですけれども、積極的にやるべきだと思いますし、できなかった理由の説明にちょっととなっていないような気がするのですけれども、管理者としてのその辺の目配りというのですか、その辺はどういうふうに捉えているのでしょうか。

○議 長 新関建設水道課長。

○建設水道課長 予算の有効利用というような形で、やる場所があるのにやっていなかったというご指摘で、その部分については私のほうもしっかりと指示し切れていなかったようなことでありますので、確実な予算執行についてやっていきたいなというふうに思っております。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 4ページの債務負担行為の追加の部分ですが、昼前にも話題となっておりますが、歯科診療所管理運営委託料ということで1,000万計上されておりますが、これは多分3年間の基礎となるいろいろな数字の積み重ねだというふうに思うのですが、この内容について詳しく説明していただければありがたいと思いますが。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 歯科診療所の管理運営委託料なのですが、これまでも現在の歯科医師により運営してきたところでありますけれども、患者数の減少もあり、現在は必ずしも十分な診療報酬を得られているという状況ではありません。今後歯科診療の提供に支障が生じないよう、施設の管理に要する費用などを換算して管理運営委託料を支払うということで予定しております。3年間で1,000万ということで、初年度は500万、その後は32年度で300万、33年度では200万という形で、診療報酬と歳出のバランスを見ながらその分について委託料を、特に施設の維持管理費については払っていくという形で計画をしてお

ります。

以上です。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 初めが高くてだんだん下がっていくということは、企業努力というか、その努力によってだんだん患者がふえてくるから営業になるということで、そういったことでやっているということですね。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 今回指定管理者で出てきているものについては、今現在1日当たりの患者数が4人という形なのです。今現在です。それが時間延長ですとか、土曜日の歯科診療、つまりサービスの向上によって1年目では4人にふえていくという形で、歯科診療を受ける患者数がふえていくということは診療報酬が上がっていくということで、診療報酬が上がればある程度その分が縮小していくという形で計画書が上がってきていますので、その分について上げさせていただいております。

以上です。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 これから村も、ことしも少しあったかと思うのですが、歯科衛生の部分に関して新しい事業を展開していくということもお話があったわけですが、その部分に関してはまたこのほかにということで考えてよろしいのでしょうか。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 今年度から行っている総合健診による歯科検診のお話だと思いますけれども、これについては今現在医療法人社団の秀和会、要はつがやす歯科本体のほうとやっております。これについては、翌年度以降も、今回の歯科健診ですと歯科衛生士、歯科医師含めて5名の方を派遣いただいて対応していただいていると。更別の歯科診療所1件での医師1人、歯科衛生士1人では総合健診においては対応はできていけないということで、住民健診の歯科検診においてはことしと同じ形式で考えていくということにしております。ただ、地域の包括ケアシステムということもありますので、今現在それに含まれていない後期高齢者等についてもこれから方策を検討していき、全村民の歯科、口腔衛生、栄養向上ですとか嚥下訓練ですとかということについてもいろいろな講座等、あと今度新たに來る更別歯科診療所といろいろなタッグを組みながら、いろんな研修の場等も考えて展開していきたいと考えております。

以上です。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 今の関連でちょっと質問したいと思うのですが、ここに出てくる運営管理料というのは指定管理者に指定するから限度額を定めてここに掲載したというふうに私は理解しているのですが、そうすると、先ほど私ちょっと質問しましたがけれども、400万、300万、300万で1,000万だと仮に言ったとしたら、例えばまだ経験のない中

で当然変わっていくと思うのです。要するに診療の中身が。だから、さっき私が言いたかったのは、3年間の指定管理期間を定めてやるのは結構なのだけれども、変わったときどうするのですか。思っていたよりも収入がふえたとか、逆に減ったとかといったときはその都度、その都度この部分を直していくのですかという素朴な疑問があったものだから、村としては3年間1,000万で、これでいってくださいよと言っているのか、それとも変更があったときはどうするのかという、そこまで検討しましたかということではちょっと聞きたかったのです。そこをちょっと教えてください。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 今回指定管理の申請において指定管理の部分の委託料ということで上がってきた分については、500万、300万、200万という、先ほど言ったとおり1,000万ということで上がって、その分を計上させていただいております。ただ、この分が大きくなりすぎていくということ、先ほど私言ったのは一般論の経済情勢の変動とかによって見直すことはあり得ますということでありまして、その変動がない限り一応この額でいく計画をしております。見直すことは今のところは考えておりません。

以上です。

○議長 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 今説明あったとおりだと私も理解はするのです。ですから、指定管理をするということは民間にやっぱり委ねているわけですから、例えば努力したことによって当然収益も上がるでしょうし、悪い言い方すれば努力を怠れば当然赤字もふえると。だけれども、村としては3年間限度額、ここでやってくださいということで当初から考えていると思うのです。そういうことからいけば、今課長が言ったように1,000万でやってください、これは当初からやっぱり言うべきだと思っているのです。その辺で、再確認で申しわけないのですけれども、そういう考え方でやったということでよろしいのですね。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 基本はそのとおりです。ただ、先ほども申し上げているとおり、社会情勢の変動によっては万が一の場合はあり得るかもしれない。俗に言う税ですとか、電気料金的大幅な値上げ、為替変動による燃料費の高騰等も絡みますが、そういう場合はまた別なのですけれども、基本的にはこの1,000万で3年間やっていただくという形で考えております。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 教育費のほうで27ページです。学校施設維持管理経費のほうで小学校の修繕費ですけれども、これ当初予算から前年対比で30万程度、9月に30万、今回45万、168万6,000円程度多くなっています。恐らくいろんなところで老朽化による修繕が膨らんでいるのだなという思いもあります。これは考え方なのですから、このように修繕費、修繕費でやっていくことが正しいのかどうかという思いで、恐らく学校等の調査も入れておおむねの予算をつけていくということは理解しているのですけれども、もうちょっと

大胆に見直しを図って、改修工事になるかどうかともわかりませんが、その辺の計画的な考え方というのはお持ちでないでしょうか。これ教育長がいいかもしれないですけども、よろしくお願いします。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 確かに小学校も中学校もかなり老朽化が進んできまして、建設から大分時間がたってきております。今回小学校の形で補正を出させていただいたということで、議員が言われるとおり大々的な見直しもしなければいけないのかなと思うのですが、とりあえずまだ使える部分というか、施設できちんとまだ使用できる部分もありますので、今のところは大規模な改修ということではなくて、その都度確認をした中で修繕をしていくというような方向で持っていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 努力されているのだなという背景はわかります。ただ、こうやって何回も修繕、修繕でやると、まやかashiではないのですが、いろんな意味で計画性がないのかなとか、どこまで調査しているのかなという疑義が発生するものですから、ぜひそんなことのないように当初予算にしっかり組んでいただきたいと思います。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 ただいま公共施設、特に学校施設、あと社会教育施設も含めた施設の維持管理にかかわる点検委託を出しております。その内容に基づいてこれからも中学校の建てかえですとか、いろいろ検討していくことになりますけれども、その中に小学校とかもありますので、その検討結果も見ながら今後の修繕の方向についてはきちんと検討していきたいなと思います。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第67号 平成30年度更別村一般会計補正予算（第7号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

この際、午後 2 時 40 分まで休憩いたします。

午後 2 時 25 分 休憩

午後 2 時 40 分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 13 議案第 68 号

○議 長 日程第 13、議案第 68 号 平成 30 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第 68 号 平成 30 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の件であります。

第 1 条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 27 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 5,241 万 2,000 円とし、診療施設勘定の総額からそれぞれ 73 万 4,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 3 億 2,194 万 4,000 円とするものであります。

内容の説明であります。事業勘定の歳出から申し上げます。8 ページをごらんください。款 1 総務費におきまして 27 万円の増額でありまして、補正後の予算額を 730 万 8,000 円とするものであります。

項 1 総務管理費、目 1 一般管理費で 27 万円の減であります。内容の説明ですけれども、説明欄に行きまして（1）、総務一般事務経費におきまして 27 万円の減であります。これは、国保事業報告システムの改修経費として国保連合会の負担金を 27 万円追加するものであります。

続きまして、歳入にまいります。7 ページをお開きください。款 3 道支出金におきまして 27 万円を追加し、補正後予算額を 3 億 1,398 万 4,000 円とするものであります。

内容の説明であります。歳出の款 1 総務費における国保事業報告システムの改修経費における交付金でありまして、全額交付金として交付されるものであります。

続きまして、診療施設勘定にまいりたいというふうに思います。まず、歳出から説明させていただきますので、12 ページをお開きください。款 1 総務費は 73 万 4,000 円を減額し、補正後予算額を 2 億 5,817 万 7,000 円とするものであります。項 1 総務管理費、目 1 一般管理費の主なものとしましては、説明欄（1）にあります診療施設維持管理経費が 138 万 3,000 円の増加でありまして、節 11 需用費において A 重油並びに電気料の上昇によるものであります。その下、説明欄（2）、総務管理経費は 32 万 2,000 円の増額でありまして、更別村職員の給与に関する条例の改正に伴うものであります。続きまして、（3）、総務一般事務経

費は235万3,000円の減額でありまして、看護補助員が1名欠員となっており、募集しているところでもありますけれども、任用するには至っておりません。4月から11月分の共済費、賃金をここにおいて減額するものであります。続いて、13ページをお開きください。説明欄の(4)、準職員賃金等は4万4,000円の増額でありまして、賃金表の改定に伴う増額であります。続きまして、(5)、診療施設改修事業は13万円の減額でありまして、今年度予定しましたナースコールの更新に係る契約額が確定したことによる減額であります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。11ページをお開きください。款4繰入金金は66万1,000円を減額し、補正後予算額を1億4,461万円とするものであります。

項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は66万1,000円を減額するものであります。そして、補正後の予算額1億1,548万5,000円とするものであります。歳入歳出の均衡を図るために繰り入れを行うものでありますけれども、国から特別交付税の交付を受けるに当たって、説明欄にあります一般病床分並びに救急病床分、その他運営補てん分に分けて額を示すように指導されています。繰り入れ必要額を夜間、土曜日、日曜日の診察に係る人件費を外来患者数、入院患者数、時間外診療患者数などをもとにおおむねの案分割合を決めまして、それぞれに振り分けたものであります。

続きまして、款6諸収入、項1雑入、目1は9,000円の減額して、補正後の予算額を101万8,000円とするものであります。看護補助員が1名欠員となっており、募集しているところでもありますけれども、任用には至っておらず、看護補助員等の雇用保険料納付金を減額するものであります。

款8国庫支出金、項1国庫補助金、目1施設整備費補助金は6万4,000円を減額しておりまして、補正後の予算額を648万円とするものであります。今年度予定しているナースコールの更新に係る契約額が確定したことによる減額であります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

1番、安村さん。

○1番安村議員 12ページの総務費の一般管理費の中の説明の7番、賃金についての見解をちょっと求めたいというふうに思います。

平成30年度も12月末で一般会計も含めていろんな部分で採用人員が欠員、欠員という説明をいただきまして、ちょっとやるせない気持ちなのですが、必要ありきの計画を組んでいて、かつこういう診療事業という重要な位置づけの中で看護補助員がいまだかつて雇用に至らない。あらゆる面で国保だよりの中でもPR等して、とりあえず採用募集という形で何回か便りの中に載っているのですが、どう見ても、こういう過疎化の中で雇用が拡大してきて、いろんな部分の条件の整う部分も加味されるのでしょうか、なかなかこういう過疎化のまちに来ないという部分が現実として私は一要因としてあるというふうに思っているのですが、このままで来年度また予算も含めて計上するので

しょうけれども、このように欠員、欠員で重要な部分が、まして村長が執行方針なんかでよく言っている子育てだとか、医療関係の一括の部分だとかと言っている割にはそういう人員がきちっと確保できないということ自体が村民の不安というよりも、執行に対する不信感が助長されるのでないかというふうに懸念される部分もあると思うのです。この部分、抜本的にこの案件についての質問も含めてどういうふうに人材確保をしていくのかという部分は今後来年度以降に向けて大きな課題を背負っているというふうに思っているのですけれども、できない、できないで済むことでははっきり言ってないと思うのですけれども、その点村長どういう捉え方していて、抜本的にどう改革していきたいのか、思いがあれば説明していただきたいというふうに思うのですけれども。

○議 長 西山村長。

○村 長 今安村議員さんおっしゃるとおり、本当にこういう状況です。決してこれが許される状況であるというふうなことは思っておりません。更別版のハローワーク、あるいはいろんな関係者、あるいはいろんな関係機関を通じて募集をするわけです。なかなか募集に対して、労働条件とかいろんな待遇の問題もあるのでしょうか、そういう部分も一回洗いざらい見直すというか、検討もしていかなければいけない時期にも来ているのかなと思いますけれども、これだけおっしゃるとおり欠員という状況、ましてや一度採用が決まった方も途中で辞退されるという事態も生じております。ほかの例を出すわけがありませんけれども、北海道庁に至っては6割が辞退とかいうような話もお聞きするところでもありますけれども、これだけ労働力不足とか、一方で働き方改革はされているのですけれども、このように農業、商工業、あるいは自治体の職員、この関係者をとってみても、人員というのですか、本当に探すというのが非常に厳しく困難な状況になってきていると思います。ただ、手をこまねいて見ているわけにはいきませんので、あらゆる機会にそういうような形で募集したり、声かけをしたりというようなことでいろんなことをしているのですけれども、まだまだ村としても努力が足りないということを感じておりますので、しっかりと来年度に向けて、この人員が確保されてこそいろんな部分で機能できるという部分もありますので、その部分が欠員であるという状況はやっぱり通常の状態ではないという認識に危機感を持ちながら、しっかりと来年度に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 村長の思いは十分私も理解しているところだというふうに自負しているところですが、ただ人の命にかかわる部分、あるいは大事な子どもをこれから育てていくのだという面でこれは本当に最重要課題だというふうに思っているわけです。ですから、今説明いただきましたように、募集ありました。採用内定もしました。辞退もありました。それも多少お聞きしている部分はあるのですけれども、こういう雇用状態で、来年度検討すると言いながら、同じような補助員だとか準職員だとかという名目の中での

雇用形態になってしまうとやはり同じようなことが続く可能性もなきにしもあらずだと思うのです。その点の検討も含めてという課題にのっているのか、のっていないのか。

確かに限られた財政の中でそれなりの人件費も抑えていかなければならない。いろんな部分あるかもしれないけれども、一番重要な子どもの教育だとか、人体の生命にかかわる部分のフォローをしていくという部分から見れば、育つと言ったら語弊ありますけれども、安易に捉えた中の対応というのは僕は厳に慎むべきだというふうに思いますし、ましてこの準職員だとか補助員だとかという部分、本当にそういうものが名称的にネックになっている可能性もあるのではないかというふうにちょっと心配もしているのですけれども、ここに定住も含めて、住居も含めてそれなりの生活補助もしてあげないとなかなか人が来ないという部分もありますけれども、せっかく内定を出して断られるということ自体が。来たいから受けている。受けていて、内定出しました。なおかつ断るという部分は、その辺の吟味といいますか、そういう部分何か課題的な部分がわからないというよりも、過疎化のまちに対する住みづらさだか、通勤のしづらさだとか、いろんな部分が加味されての判断もあるのかなと、一部にそういう判断もあるのかなという気がありますので、実際にこの準職員だとか看護補助員だとかという制度をあくまでも維持しながら雇用を維持できるのかどうかという部分の疑問もあるわけですので、その点の捉え方、今後検討していく中の中の内容として、こういうような前例を踏襲した中で進めるかどうかも含めてちょっとご説明いただければというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 まさにおっしゃるとおりです。特に看護補助員の方については、これは1名欠けると大変な状況になっているというふうに思います。私も仕事ぶりは24時間見たことがありますけれども、特に夜の仮眠室等々の部分の整備とか、あるいはいろんな部分の手当とか、いろんな部分はあるのですけれども、そういうような状況の中で本当によくやってもらっているなというようなことをつくづく思います。看護師さんとの連携等もありますし、特に本当に看護補助員の人がいなければ病院の中の入院患者等々のお世話等々はかなり厳しい状況になる。今安村議員さんおっしゃったように、ただやみくもに概念的に検討するということではなくて、具体的に課題がある程度はつきりしていますから、その部分をどういうふうに改善していくのかということをしきりと挙げながら、そして具体的な手だてです。待遇の問題とか、労働条件の問題とか、そこもしっかりきちんと改善をしながら募集もし、そしてかけていくというようなことをやっていくことが必要なのかなというふうなことを思います。

内定で辞退されるということ自体は、個々の状況とか、いろんな条件等々の要因もあるのでしょうかけれども、一般的にそういうような部分について課題が山積するようでしたら、その部分もしっかり目を当てて、頑張っ確保に向けて努力をしていかなければいけないと思います。それは、来年度と言いましたけれども、今すぐにでも取り組まなければいけない問題として考えておりますので、しっかり取り組んでまいりたいというふうに考えて

おります。

以上であります。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 何とか改善というよりも、来年度に向けて一日も早くそういう部分が改善されないと、私はなぜこの言い方をするかという、私の私的な部分も含めて、入院患者数が、毎回私もご指摘というよりも、課題を持って提案しているのですけれども、病床等があれだけある中で最大限五、六人ぐらいしか入院できない。これは、まさしく看護補助員がいないということで、もし仮に入院患者になれば、まず入院手続の中で言われるのは、完全介護とは言いませんけれども、必ず親族の方ついてくださいと言われるわけです。つくのはいいです。ただ、2 週間、3 週間になってしまって、毎日毎日ついてくださいと言われるわけです。そうすると、入院させたくたって入院させられない家族だっってはつきり言って出てくるのです。少子化になってきていますから、子どもも遠くにしかいませんから、面倒見てあげるといっても限られた中で、仕事を持ちながらという形になれば、3 日や4 日ぐらいでしたらまだしも、1 カ月も2 カ月もという話になったら、介護というか、つくほうが疲れてしまうという部分もあるのです。

それは、まさしく入院患者の減少要因にもつながりますし、そういう面から診療所の経営も含めた中で改善対策の一環としてそこも加わってくるのではないかというふうに判断できますので、村長が回答していただいたように、いち早く病床を満床にしてくださいでなくて、的確な入院の対応が図れるような形の対応をいち早くとっていただかないと、いつまでたっても3 人、4 人の入院患者で回らなければならない。緊急のときあれば、家族がつけないと言ったら、紹介状書きますから、いつになるかわかりませんが、帯広の病院行ってくださいと言われるわけです。現実的に言われているわけです。だから、そういうものを含めて、せっかく入院病床を持っている中で、医者もこれだけいらっしゃる。診る医者もこれだけいるのだと言いながら、末端見たら全くその点の底辺が整備されていないということ自体がやっぱり今後課題になると思いますので、その点やります、やりますと言うだけでなく、全村民も含めて、看護師やっている、補助員やっている、そういう方も含めて幅広くご協力いただけるようなシステムで、ただ紙面上募集しています、放送上募集していますといっても正直言いましてなかなか来ない時代です。だから、そういう面も含めて駆使して、何とか改善図るように、そういう面の改善と給与面も含めた中で十分検討いただけるようお願いしたいと思うのですけれども、その点もし村長何かまだありましたら、お願いしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今ご指摘の点しっかり厳しく受けとめて、一日も早く対応できるように努めてまいりたいというふうに思います。

以上であります。

○議 長 ほかに質疑ありませんね。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第68号 平成30年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件
を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第14 議案第69号

○議 長 次に、日程第14、議案第69号 平成30年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第69号 平成30年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の件であります。

第1条でありますけれども、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ169万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,848万円とするものであります。

内容の説明であります。まず歳出についてご説明申し上げます。6ページをお開きください。款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金であります。169万円を減額し、補正後の予算額を5,681万3,000円とするものであります。内容でありますけれども、説明欄（1）、後期高齢者医療広域連合納付金におきまして節19負担金補助及び交付金で保険料収入、基盤安定繰入金、事務費負担金の減で196万4,000円の減であります。前年度繰越金の増額で27万4,000円の増額で、差し引き169万円の減額となっております。

続いて、歳入にまいります。5ページをお開きください。款1後期高齢者医療保険料におきまして42万2,000円を減額し、補正後の予算額を4,364万3,000円とするものであります。

項1後期高齢者医療保険料で42万2,000円の減額であります。

内容であります。目1特別徴収保険料で122万3,000円の追加で、年金から特別徴収を行う被保険者の普通徴収への移行が想定より少なかったため、追加をするものであります。

目2普通徴収保険料は、特別徴収からの移行がこれも想定より少なかったため、164万5,000円を減額するものであります。差し引きいたしまして42万2,000円の減額ということ

になります。

款 3 繰入金におきましては154万2,000円を減額し、補正後の予算額を1,410万3,000円とするものであります。

内容でありますけれども、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金で154万2,000円の減であります。説明欄に行きまして、節 1 保険基盤安定繰入金は北海道後期高齢者医療広域連合による数値が確定したため128万7,000円の減額、節 2 その他一般会計繰入金は平成29年度の広域連合事務費納付金の数値確定に伴い、精算分により平成30年度の事務費納付金が減少したため25万5,000円を減額するものであります。

款 4 繰越金ですが、繰越金額の確定に伴い27万4,000円を追加し、補正後の予算額を27万5,000円とするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第69号 平成30年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第15 議案第70号

○議 長 日程第15、議案第70号 平成30年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第70号 平成30年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の件であります。

第1条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ608万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3億4,506万7,000円とするものであります。

内容の説明であります、歳出から申し上げます。7ページをお開きください。款1総務費におきまして10万6,000円の増額でありまして、補正後の予算額を684万6,000円とするものであります。

項3介護認定審査会費、それと目1認定調査費で補正額10万6,000円というふうになっております。内容の説明でありますけれども、説明欄(1)、認定調査等経費におきまして節12役務費で主治医意見書取扱手数料の在宅更新分、施設新規分の件数が増加したことによるもので追加したものであります。

款2保険給付費におきまして額の増額はありませんけれども、項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等諸費の説明欄(1)、介護サービス等諸費、節19負担金補助及び交付金におきまして法定居宅サービス給付費の訪問入浴介護の人数増加により80万4,000円の追加、地域密着型居宅介護サービス給付費の通所介護給付費の通所者の介護度の見込みが当初より軽いことによる単価の減少により133万2,000円の減額でありまして、差し引き52万8,000円の減額となっています。

また、項3高額介護サービス費、目1高額介護サービス費の説明欄の(1)の高額介護サービス費、節19負担金補助及び交付金におきまして、続いて8ページに移ります。高額介護サービス給付費が増加したことによって52万8,000円を追加するものであります。

款3地域支援事業費におきましては618万9,000円を減額して、補正後の予算額を4,698万8,000円とするものであります。

項1介護予防・日常生活支援総合事業費、目2一般介護予防事業費におきまして額の補正はありませんけれども、歳入の款3国庫支出金におきまして保険者機能強化推進交付金が創設されたことにより、一般会計の繰入金を減少させる財源振替を行うものであります。

項2包括的支援事業・任意事業費、目2包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費におきましては618万9,000円の減でありますけれども、説明欄(1)の準職員賃金等で賃金でそこに書いてありますとおり17万9,000円、節19負担金補助及び交付金で1万円ということで計18万円の追加、これは給料表の改定による賃金及び職員退職手当組合負担金の追加であります。説明欄(2)の職員人件費は、当初予算で医療と介護をつなぐコーディネーター1名分と保健師1名分の人件費を計上しておりましたが、コーディネーター役の保健師の採用辞退がありました。その後さらに採用の募集を行いましたけれども、応募者がないことによる減額及び給与改定による保健師賃金の追加により、差し引き合計636万9,000円を減額するものであります。

続いて、歳入にまいります。5ページをお開き願いたいと思います。款3国庫支出金におきまして316万8,000円を減額し、補正後の予算額を8,300万5,000円とするものであります。

内容でありますけれども、項2調整交付金、目1調整交付金におきまして、歳出の款3地域支援事業費の人件費分の減額により123万2,000円を減額、目3地域支援事業交付金(その他事業)も同様の理由により238万6,000円を減額、目4保険者機能強化推進交付金は新

規に創設されたものでありまして、一般介護予防事業に充当するもので45万円の追加となっております。

款5道支出金におきましては119万4,000円を減額し、補正後の予算額を4,490万3,000円とするものであります。歳出の款3地域支援事業費の人件費分の減額により減額するものであります。

款7繰入金におきましても172万1,000円を減額し、補正後の予算額を6,472万6,000円とするものであります。

内容の説明であります。項1一般会計繰入金、目3地域支援事業繰入金(その他事業)は123万4,000円、これについては歳出の款3地域支援事業費の人件費分の減額による減額であります。

6ページにまいります。その他一般会計繰入金は、節1事務費繰入金で主治医意見書取扱手数料分で10万6,000円の追加、節2その他一般会計繰入金で保険者機能強化推進交付金追加で45万円、コーディネーター人件費不足分の繰入額減によりまして14万3,000円の減額、合わせて59万3,000円の減額となったものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 7ページお願いいたします。初めに、介護サービス等諸費の増減なのですけれども、制度が複雑で私もなかなか理解しづらいところがございますが、そこであえて最初に、法定居宅サービス給付費の増は人数の増と、逆に密着型のほうは介護度の低下による減だというお話でしたけれども、人数増につきましていろんなサービスがあると思うのですけれども、まずその数等について当初見込みとどのぐらいふえたかということについてお答え願います。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 法定居宅サービスの部分で訪問入浴介護の部分です。当初予算は1名で見えておりましたけれども、現在3名という申し込みがございます、その人数の差により80万4,000円の追加となっております。

以上です。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 これだけではなかなかわかりづらいところなのですけれども、今包括医療、またいろんな声の中で居宅サービスをふやそうというか、そういう動きでいろんなことをやっているかと思うのですけれども、現状としてはその辺の増加傾向ということについてどのような状況でございますでしょうか。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 人数でございます。法定居宅サービスの給付費ですけれども、その人数

の伸びを見込んで当初予算を組んでおります。訪問介護につきましては、当初予算14名ということで、今のところその14名で間に合うということで計算しております。あと、訪問リハビリテーションも当初3名ということで、これも今現在は間に合うという予測のもとに行っております。通所リハビリテーションにつきましては2名、福祉用具の貸与に関しましては23名、短期の入所の生活介護が5名、療養介護が1名、訪問看護に関しては3名、居宅療養管理指導ということで2名ということで、特定施設の入所者の生活介護ということで2名という形で当初予算見えていますけれども、先ほど言った訪問入浴介護以外は当初予算で見ている数字で今のところ間に合うという予想を立てております。

以上です。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 ちょっと質問変わります。8ページでございます。職員等の人件費、これは先ほど安村議員が全体的な人員の欠員についてのお話しされましたから、ここではあえてそのことは問いませんけれども、今私が質問したいところは医療コーディネーターというものの位置づけとその必要性、それと現在地域包括支援センターで従事しているコーディネーターとの差とやはり今後も必要かどうかということなのではございますけれども、それにお答えいただきたいと思います。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 医療と介護をつなぐコーディネーターですけれども、生活支援体制整備事業の中で設置が求められてございます。医療機関から在宅介護、在宅訪問診療、在宅訪問看護へスムーズに移行するための調整を行うものでありまして、その中には帯広市内の病院から例えば更別の診療所への転院の調整等を行うことも業務の中に含まれております。今現在、先ほども申し上げましたとおり、昨年1名の保健師採用の内定を出しましたけれども、辞退を受けまして、当初予算で組み込んであったのですけれども、辞退の時期からいって当初予算から落とすことが間に合わなかったということで、その後採用を目指したのですけれども、いなかったということで今回落とさせていただいた次第でございます。今現在包括支援係が包括支援センターのほうでその業務の一部を代行してまして、保健師、社会福祉士の業務量は実際にふえているということでございまして、その中で何とか今やりくりをしているという状況でございます。

以上です。

○議長 長 ほか質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第70号 平成30年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件
を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎休会の議決

○議 長 お諮りをいたします。

議事の都合により、12月13日から12月16日までの4日間休会としたいと思います。これ
にご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、12月13日から12月16日までの4日間休会することに決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会をいたします。

（午後 3時20分散会）